

第4次那珂市地域福祉計画（案）

令和6年3月

那珂市

音声
コード

はじめに



本市では、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「第3次那珂市地域福祉計画」に基づき、「誰もが輝き やさしさと支え合いで 安心して暮らせるまちへ」の実現を目指し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

この間、少子高齢化や核家族化が更に進み、社会環境が大きく変化しており、地域福祉の課題も多岐にわたっています。ヤングケアラーや8050問題、貧困や虐待、社会的な孤立やひきこもりなど、複雑化・複合化しており、その対策には地域や社会全体で取り組んでいく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な活動やイベントが縮小、中止になったことも地域活動の停滞の一因となっており、人々の生活に大きな影響を与えています。

このような状況の中で、互いに助け合い、支え合う地域社会を創っていくことの重要性が再認識されています。

このことを踏まえ、本市では、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画期間とする「第4次那珂市地域福祉計画」を策定しました。

この計画では、「誰もが自分らしく輝き やさしさとつながりで 安心して暮らせるまちへ」を新たな基本理念とし、「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担の下で相互に連携しながら、地域社会を構成するあらゆる人がともに手を携えて、計画を進めることを目指しています。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました那珂市地域福祉計画推進委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリック・コメントなど、計画策定にご協力いただきました関係各位及び市民の皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和6年3月

那珂市長 先崎 光

【視覚障がいをお持ちのかたへ】

◆「地域福祉計画」では、障害者差別解消法の規定により、視覚障がいがあるかたへの合理的配慮として、「音声コード（Uni-Voice）版」「点字版（概要版のみ）」の計画書を作成しています。市内の主な公共施設や障がい者施設などに設置していますので、必要に応じてご利用ください。また、「音声コード（Uni-Voice）版」のデータは、市ホームページからもダウンロードすることができます。

○「音声コード（Uni-Voice）版」「点字版（概要版）」計画書の設置場所

・公共施設

市役所（お知らせ情報コーナー・社会福祉課窓口・瓜連支所窓口）、市立図書館、コミュニティセンター（ふれあいセンターよこぼり・ふれあいセンターごだい・ふれあいセンターよしの・総合センターらぼーる）

教育支援センター、市社会福祉協議会（瓜連本所・菅谷分室）

・障害者施設

なるみ園、ナザレ園

【音声コード（Uni-Voice）について】

◆「地域福祉計画」には、各ページの切欠き（2つの半穴）の横に音声コード（Uni-Voice）を印刷してあります。スマートフォンの Uni-Voice というアプリで音声コードを読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。文字情報の多いページについては、内容の一部を前後のページに移して記録していることがあります。

【表記の方法について】

◆本計画中で用いる「障害」の表記については、法令及び制度、固有名詞等を除き、「障がい」を用いています。

目 次

第1章 計画策定の意義	1
第1節 計画策定の背景	3
第2節 地域福祉とは	4
第3節 計画の位置付け	6
第4節 計画の期間	8
第5節 計画の策定体制	9
第2章 市の現状と課題	11
第1節 統計データから見る現状と課題	13
第2節 アンケート調査から見る現状と課題	20
第3章 計画の基本的な考え方	29
第1節 基本理念	31
第2節 基本目標	32
第3節 成果指標	33
第4節 施策体系	34
第4章 施策展開	35
基本目標1 思いやりの心を育み、自分らしく輝ける環境づくり	38
基本目標2 地域のつながりの強化	44
基本目標3 安全・安心の暮らしづくり	52
基本目標4 包括的な支援体制の充実	62
第5章 重層的支援体制整備事業実施計画	69
第1節 事業の概要	71
第2節 本市における重層的支援体制整備事業	72
第3節 施策の方向性	73
第4節 実施事業	74
第6章 計画の推進	77
第1節 計画の推進体制	79
第2節 計画の進捗管理	79

資料編	81
1 計画策定の経過	83
2 那珂市地域福祉計画推進委員会設置要項	84
3 那珂市地域福祉計画推進委員会委員名簿	86
4 那珂市地域福祉計画ワーキング委員会設置要項	87
5 那珂市地域福祉計画ワーキング委員会委員名簿	89
6 用語説明	90

第1章 計画策定の意義

第1節 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、安全・安心に対する意識の高まりなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

地域においては、コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むなど、支え合いの機能が低下しています。また、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなど、悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭が増加しています。更に、高齢の親が中高年の子どもの生活を支える「8050問題」や育児と介護に同時に直面する「ダブルケア」、18歳未満の子どもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」など、1世帯で複数のリスクを抱える問題や既存の制度では対応困難な問題が生じています。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出や社会活動が制限されるなど、人々の生活に様々な影響を及ぼしています。地域においては、社会的孤立が進行するとともに生活課題の把握が更に困難になるなど、様々な問題が発生しています。

本市では、支援が必要な高齢者や障がいのあるかた、子育て家庭などのほか、誰もが住み慣れたまちで安心して豊かに暮らせる地域を実現するため、平成31年3月に「第3次那珂市地域福祉計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、一人ひとりが福祉に対する意識を高めるとともに、地域社会におけるネットワークづくりや日常生活での福祉活動の支援及び機能の充実を図ってきました。

国においては、これまで高齢者や障がいのあるかた、子どもなど、各対象を支援するための福祉制度を整備し、支援が必要な人への取組を充実させてきましたが、社会や地域の状況を踏まえ、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」の実現を目指しています。また、「地域共生社会」を実現するためには、包括的な支援体制の整備が必要であり、令和2年の社会福祉法の改正において、重層的支援体制整備事業が創設され、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援を一体的に実施することが求められていることから、本市においても令和5年4月から重層的支援体制整備事業をスタートしたところです。

本市では、第3次計画の成果やニーズなどを踏まえ、これからの本市における地域福祉を推進するための指針として、令和6年度から令和10年度までを計画期間とする「第4次那珂市地域福祉計画」を策定します。

第2節 地域福祉とは

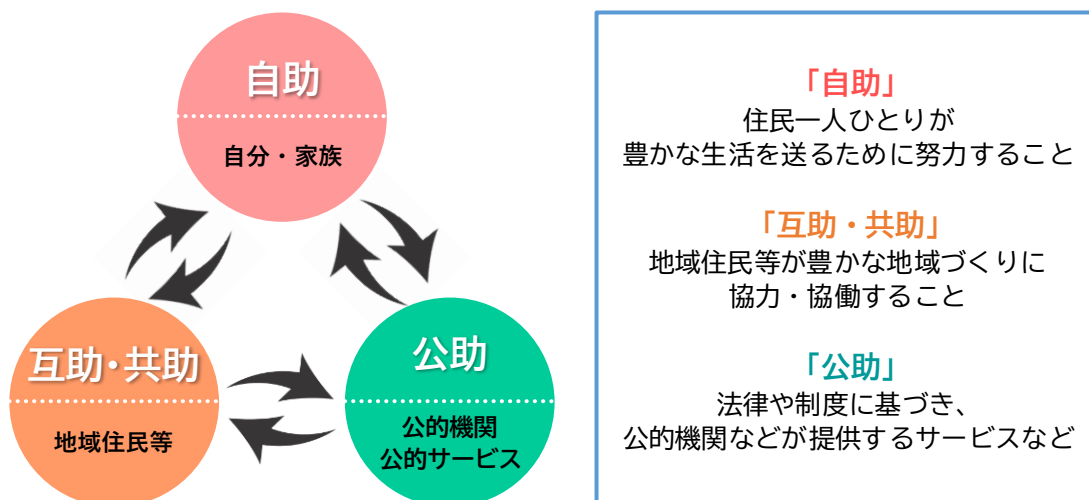
地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して生きがいを持って暮らすことができるよう、地域の人と人とのつながりを大切にし、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりを行うことです。

そのためには、住民一人ひとりが豊かな生活を送るために努力する「自助」の意識を持つとともに、地域住民などが豊かな地域づくりに協力・協働する「互助・共助」の考え方を持つことが大切です。

そして、行政には、自助・互助・共助では対応できない問題に対して、法律や制度に基づき、支援やサービス提供などを行う「公助」の役割が求められます。

本計画では、こうした「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら、地域社会を構成するあらゆる人たちがともに手を携え、地域福祉の推進という共通の目的に向かって計画を推進します。

■本計画における「自助・互助・共助・公助」の考え方



※厚生労働省が推進する地域包括ケアシステムの定義では、「自助」、「互助」（ボランティア、自治組織の活動）、「共助」（社会保険、介護保険のような制度及びサービス）、「公助」の4つに区分されていますが、「互助」「共助」の相互に支え合っているという観点においては共通し、一体性があると考えられることから、本計画では「互助・共助」として記載しています。

1 自助

市民一人ひとりが地域福祉の主人公としての自覚を持ち、自分たちの地域について考え、ともに手を取り合い、積極的に地域の課題に取り組んでいく役割を担います。

2 互助・共助

①市民自治組織

自治会、地区まちづくり委員会など地域に住む人たちが助け合いながら、住みやすい環境にしていくための自主的な取組を展開していく役割を担います。

②ボランティア・NPO法人・市民活動団体など

ボランティア、NPO法人、高齢者クラブ、子ども会など各種団体が連携し、地域の問題に対応していく役割を担います。

③福祉サービス事業者

福祉サービスの提供者として、地域の多様なニーズに応えるため、利用者の自立支援や保護、サービス情報の提供や公開など、総合的なサービスを提供する役割を担います。

④民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員は、高齢者、障がいのあるかた、ひとり親世帯などへの福祉サービスの紹介や相談活動、児童虐待の発見や通報、避難行動要支援者への支援など、行政や関係機関などと市民をつなぐパイプ役としての役割を担います。

⑤社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に定められた、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であり、社会福祉事業の企画・実施、事業に関する調査・普及・周知・連絡・調整・助成、社会福祉活動への住民参加の援助などを行う役割を担います。

3 公助

公的機関は、地域の多様なニーズの把握に努めるとともに、地域住民などと連携を強化しながら施策の展開を図るとともに福祉活動を支援する役割を担います。

第3節 計画の位置付け

1 法的根拠

本計画は、社会福祉法第107条の規定により市町村が策定するものであり、地域共生社会の実現に向けて、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な理念や施策の方向性などを明らかにするものです。また、地域共生社会を実現するためには、社会福祉法第106条の3に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、同法106条の5に規定されている重層的支援体制整備事業実施計画を本計画に包含するものとします。

■社会福祉法（抄）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 3 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

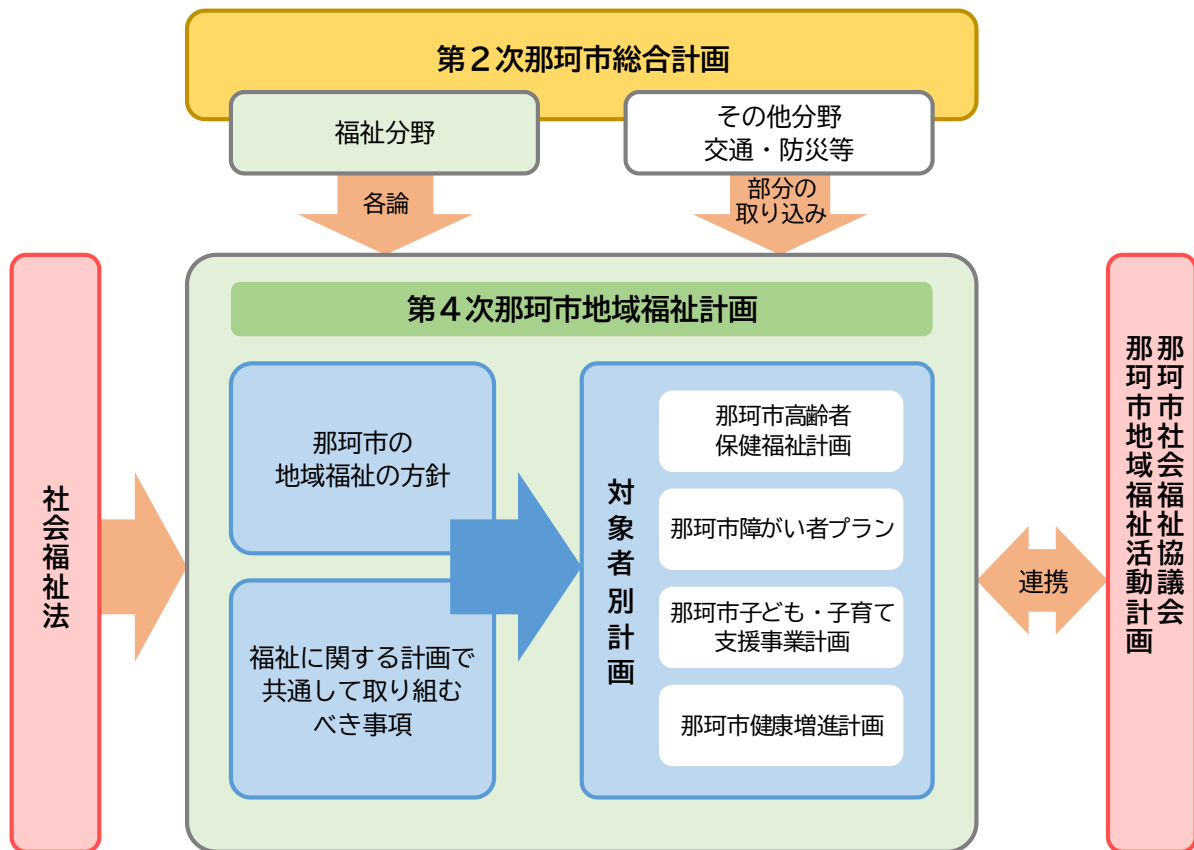
- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 他の計画との関連

本市の最上位計画である「第2次那珂市総合計画」の地域福祉の分野の具体的指針を示す計画です。

同時に、「高齢者保健福祉計画」や「障がい者プラン」、「子ども・子育て支援事業計画」などの対象別計画にビジョンを示し、地域福祉の視点からも各事業を推進していくための道しるべとなる計画でもあります。また、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間の団体である那珂市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）では、活動内容を定めた「地域福祉活動計画」を策定しています。ともに地域における福祉課題の解決というビジョンを持っていること、それぞれが得意なことを分業したり協力（協働）したりすることが可能であることから、これら2つの計画が連携し整合性を取ることで、より効率的・効果的な地域福祉の推進を図ります。

■本市の計画の位置付け



第4節 計画の期間

本計画の実施期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、地域における課題や取組の成果などを踏まえ、他の関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを検討するものとします。

■計画の期間

計画	年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
		那珂市					
第2次那珂市総合計画		平成30年度～令和9年度					次期計画
		後期（令和5年度～令和9年度）					
那珂市地域福祉計画		第3次	第4次				
那珂市 高齢者保健福祉計画	高齢者福祉計画	第9期	第10期		第11期		
	介護保険事業計画	第8期	第9期		第10期		
那珂市 障がい者プラン	障がい者計画	平成30年度～	令和6年度～令和11年度				
	障がい福祉計画	第6期	第7期		第8期		
	障がい児福祉計画	第2期	第3期		第4期		
那珂市子ども・子育て支援事業計画		第2期		第3期（～令和11年度）			
那珂市健康増進計画		第1期	第2期（～令和11年度）				
那珂市社会福祉協議会							
那珂市地域福祉活動計画		第4次			第5次		

第5節 計画の策定体制

1 地域福祉計画推進委員会の設置

まちづくり協議会の代表、民生委員・児童委員の代表、福祉関係団体の代表、学識経験者、小中学校の代表、地域住民の代表など幅広い分野で構成し、本計画の策定に関して協議を行いました。

2 地域福祉計画ワーキング委員会の設置

本計画は、福祉だけでなく健康・医療・教育・まちづくり・防災・生活環境など様々な分野に関わっています。そのため、市役所内において福祉担当部局が中心となり、広く関係部局や市社会福祉協議会から委員を選出し、地域福祉の推進に向けた具体的な取組について検討しました。

3 アンケート調査の実施

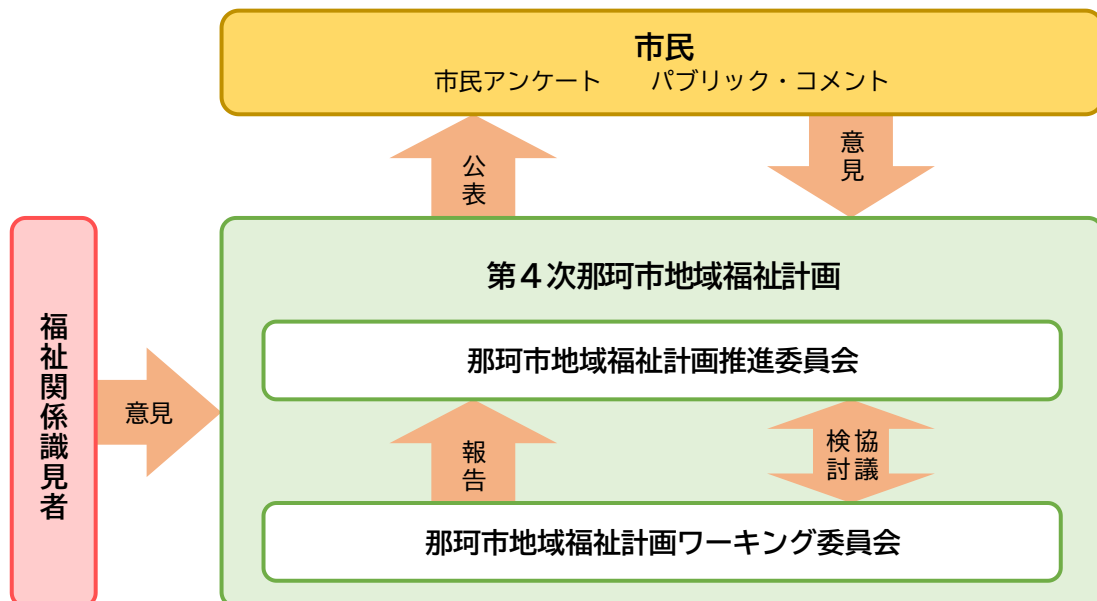
地域に対する意識や今後の地域活動の在り方について、市民の意見や要望を聞くことを目的として令和4年度に「アンケート調査」を実施しました。

4 福祉関係識見者からの意見の聴取・反映

市連合民生委員児童委員協議会の識見者からの意見を聞きとり、反映しました。

5 パブリック・コメントの実施

計画策定に当たっての意見及び情報を市民から募集しました。



第2章 市の現状と課題

第1節 統計データから見る現状と課題

1 人口構成

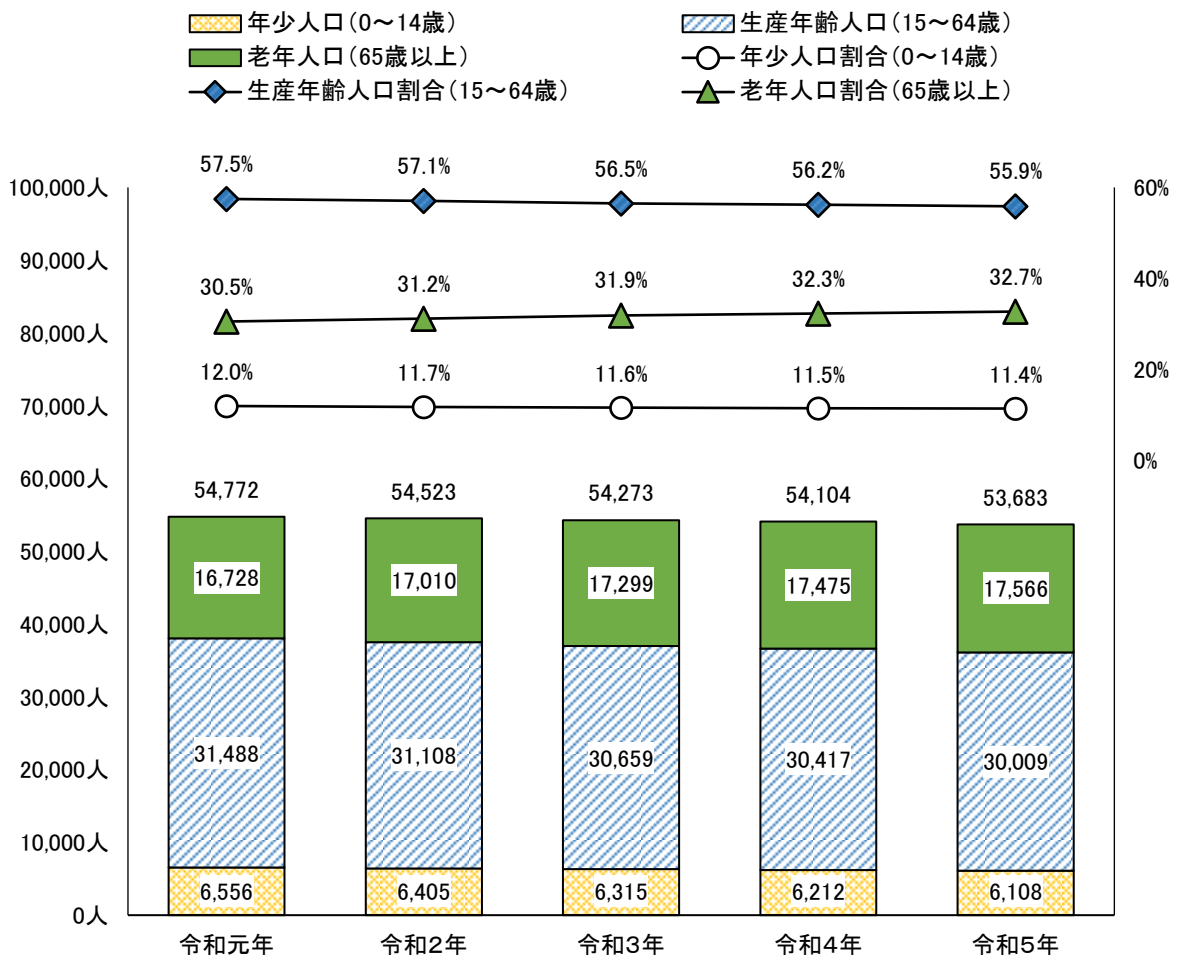
①人口の推移

総人口は、令和5年4月1日現在で53,683人となっており、令和元年と比較すると1,089人減少しています。

年齢3区分で見ると、65歳以上の老年人口は年々増加しており、令和5年の老年人口割合（高齢化率）は32.7%となっています。

一方、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は年々減少しており、少子高齢化が進んでいることが分かります。

■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

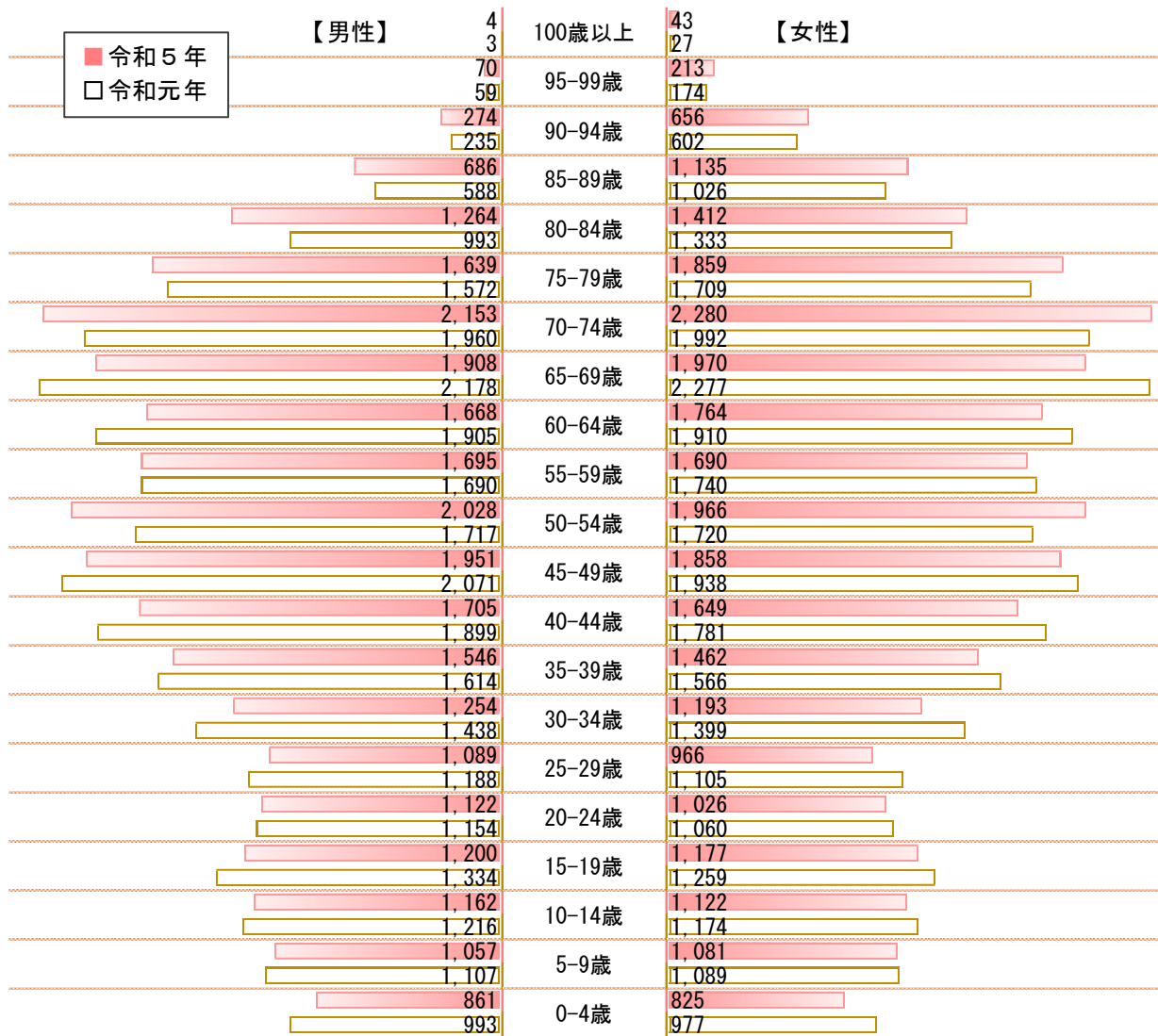
②人口ピラミッド

人口ピラミッドを見ると、本市の人口構成は、いわゆる「団塊の世代」を含む「70～74歳」の人口が最も多くなっています。また、性別で比較すると、女性の方が多くなっていることが伺えます。

令和元年と比較すると、70歳以上の高齢者層が大きく増加しているのに対して、50歳代を除く生産年齢人口（15～64歳）、及び年少人口（0～14歳）は、ともに減少しています。

■人口ピラミッド

単位：人



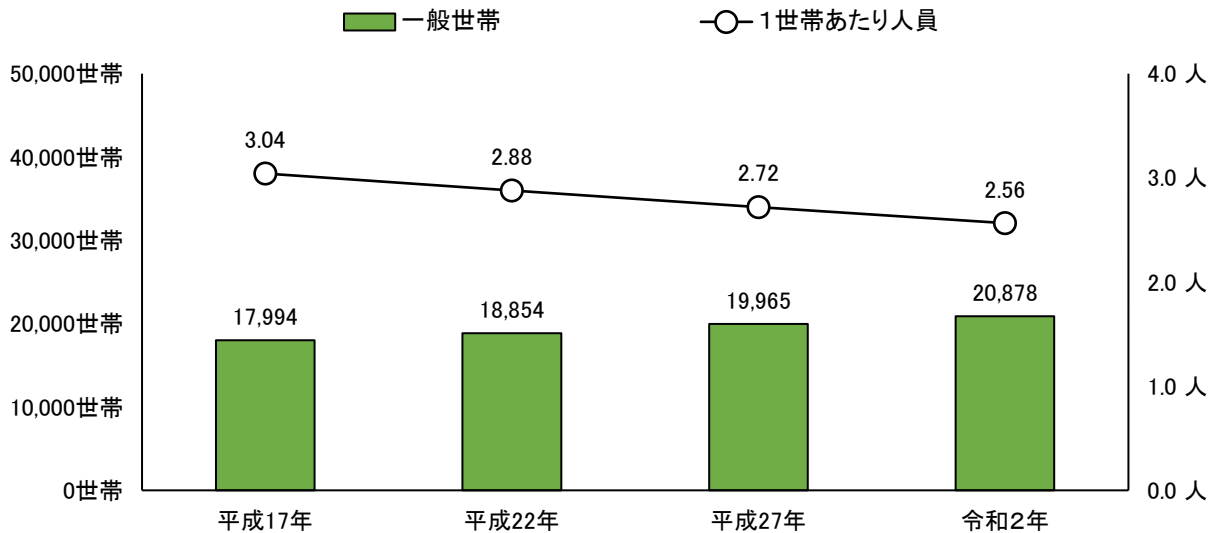
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③世帯の状況

一般世帯数は、令和2年で20,878世帯となっており、年々増加している状況です。一方、1世帯あたり人員は年々減少しており、平成17年では3.04人でしたが、令和2年には2.56人となっています。

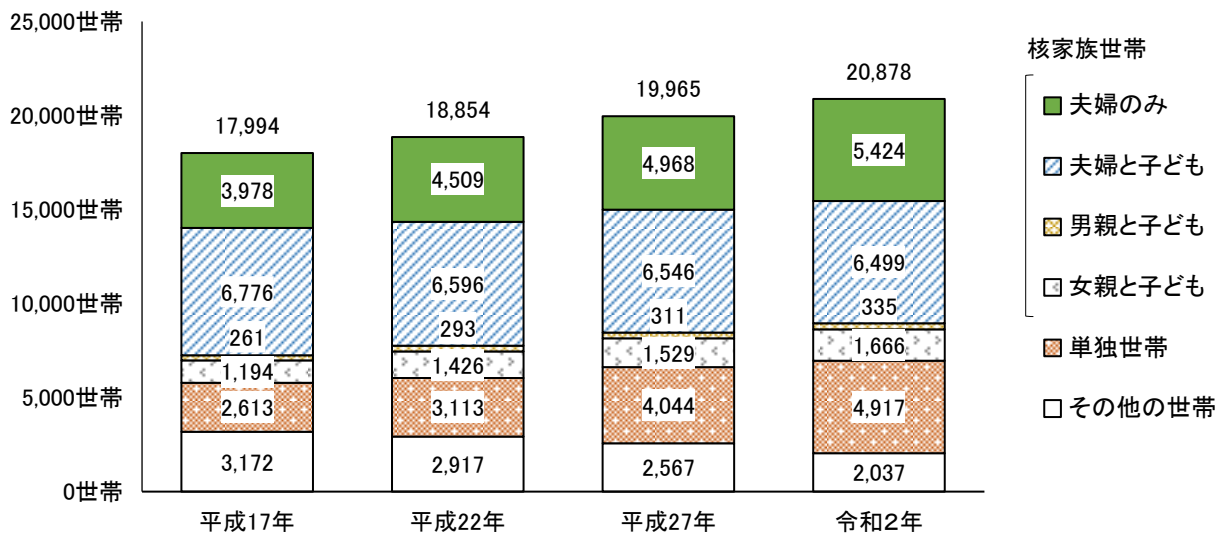
家族類型別で見ると、単独世帯は一貫して増加しており、令和2年には4,917世帯となっています。また、夫婦のみ世帯とひとり親世帯（男親と子ども・女親と子ども）も一貫して増加しています。

■一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■家族類型別世帯数の推移

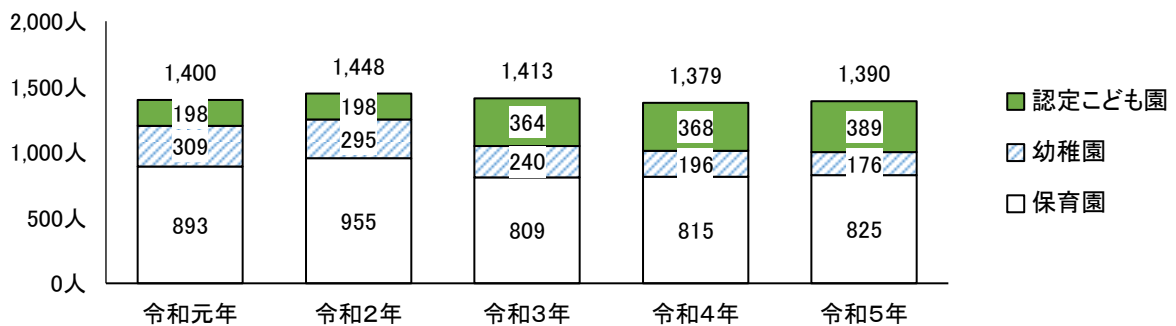


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 子どもの状況

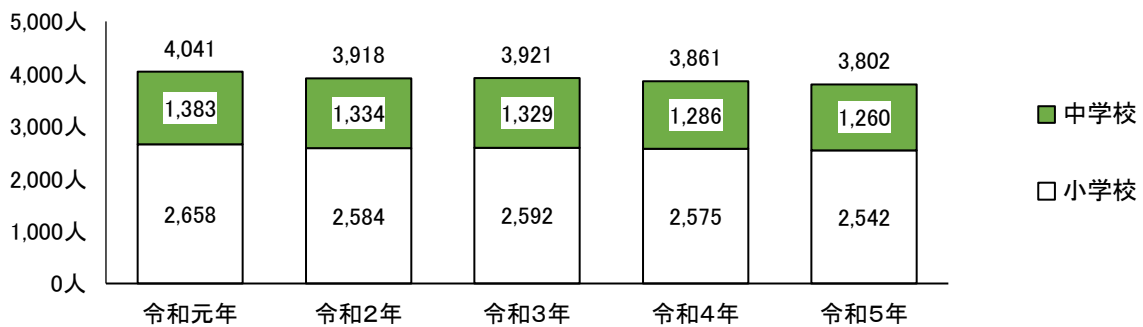
園児数は、増減を繰り返しながら1,400人前後で推移しています。令和4年以降は認定こども園と保育園の園児が増加し、幼稚園の園児が減少している状況です。また、児童数は減少傾向にあり、令和5年では小学校の児童が2,542人、中学校が1,260人となっています。各学級数は、令和5年では小学校が127学級、中学校が61学級となっています。

■園児数の推移



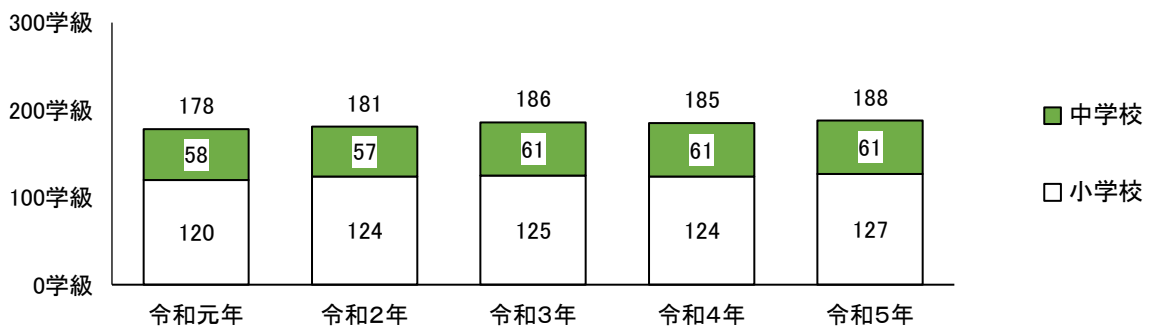
資料：那珂市こども課（各年4月1日現在）

■児童数・生徒数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

■学級数の推移

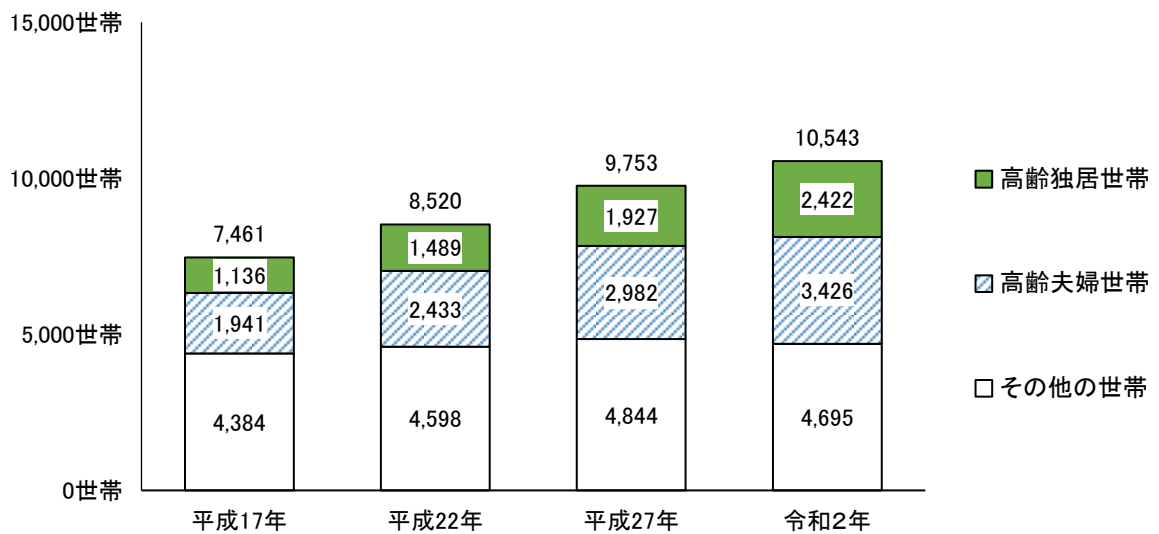


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

3 高齢者の状況

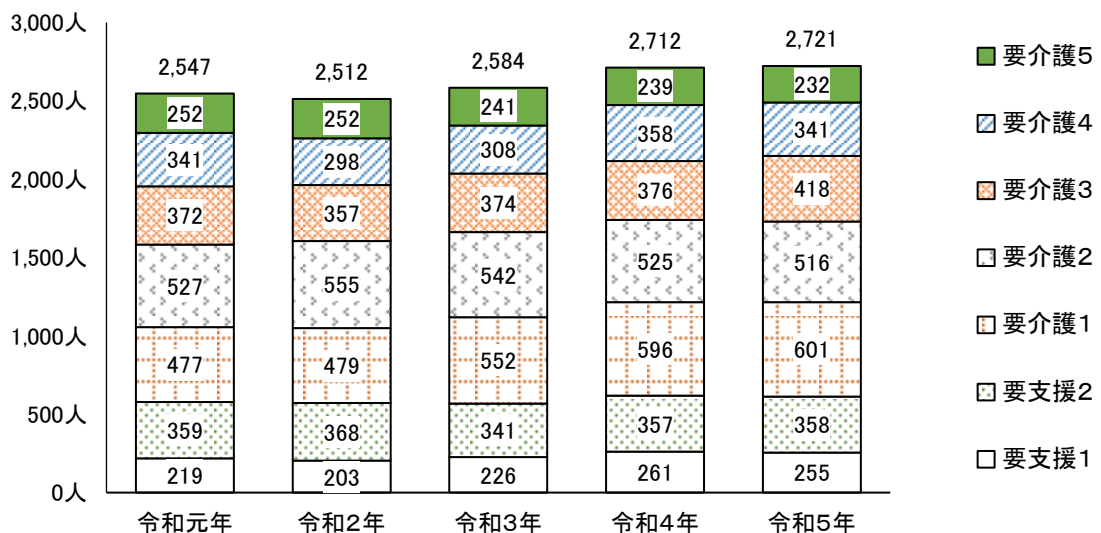
高齢者を含む世帯数は大幅に増加を続け、令和2年には10,543世帯となっています。高齢独居世帯と高齢夫婦世帯は一貫して増加しており、令和2年には高齢夫婦世帯が3,426世帯、高齢独居世帯が2,422世帯となっています。また、70歳以上の高齢者層が増加していることから、要支援・要介護認定者数も年々増加しており、令和5年には2,721人となっています。

■高齢者を含む世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■要支援・要介護認定者数の推移

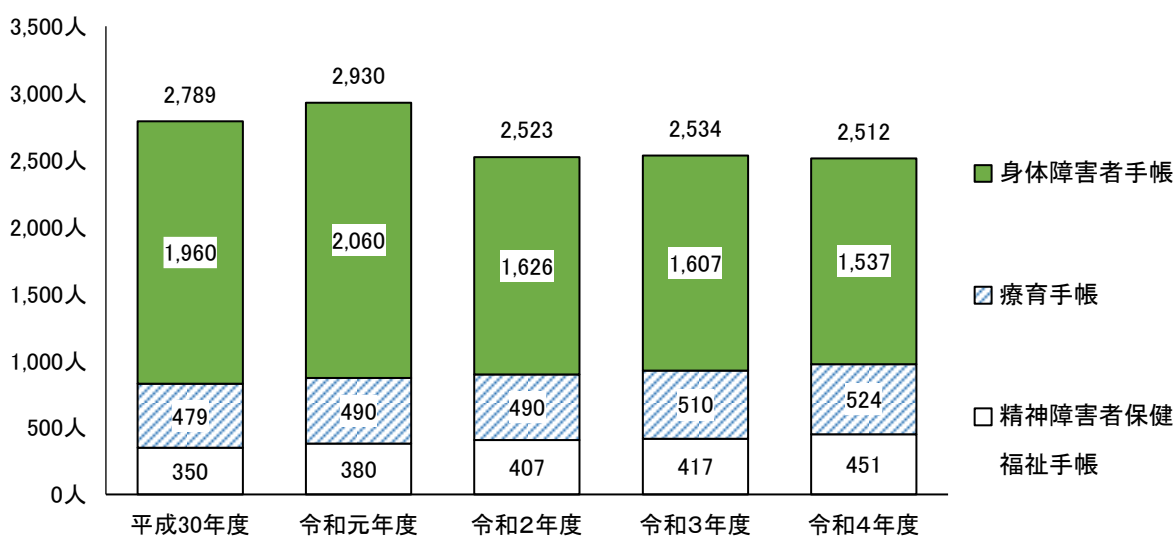


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年9月末現在）

4 障がいのあるかたの状況

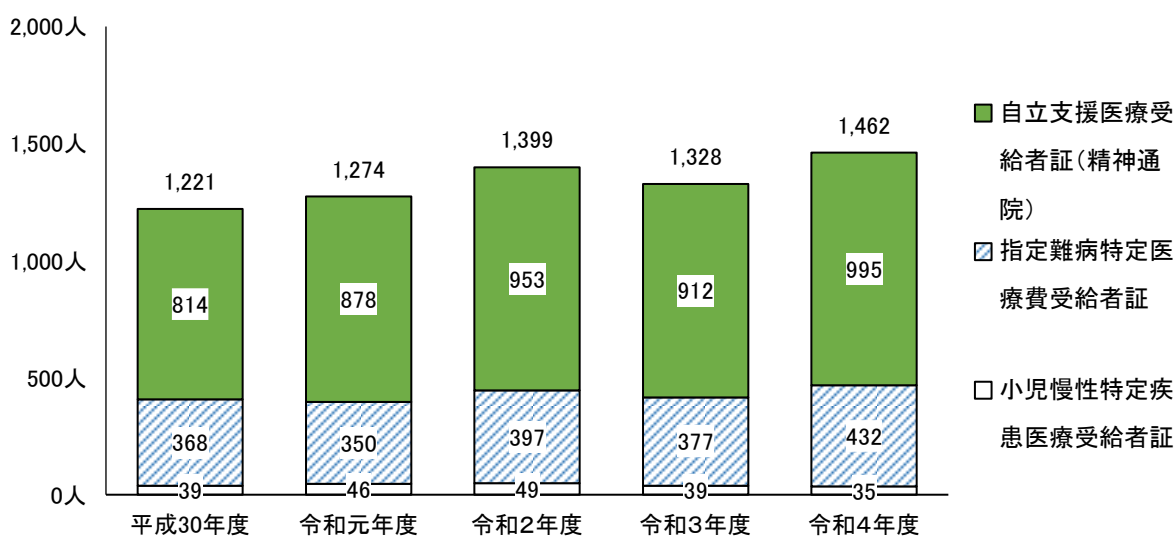
手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が最も多く、減少傾向にあるものの令和4年度末では1,537人となっています。一方、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しており、令和4年度末では療育手帳所持者が524人、精神障害者保健福祉手帳所持者が451人となっています。また、受給者証所持者数は、令和4年度末では自立支援医療受給者証（精神通院）所持者が995人、指定難病特定医療費受給者証所持者が432人、小児慢性特定疾患医療受給者証所持者が35人となっています。

■手帳所持者数の推移



資料：那珂市社会福祉課（各年度末現在）

■受給者証所持者数の推移

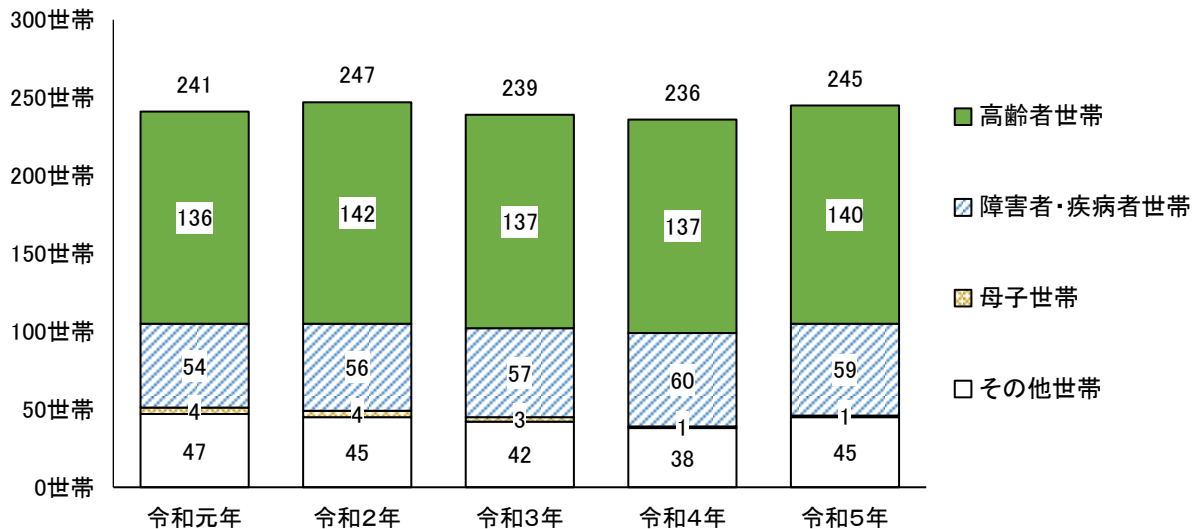


資料：茨城県（各年度末日現在）

5 生活保護の状況

生活保護世帯数は、240世帯前後で推移しており、令和5年には245世帯となっています。内訳を見ると、高齢者世帯が過半数を占めています。

■生活保護世帯数



資料：被保護者調査（各年4月1日現在）

6 統計データから見る課題

本市の令和5年の高齢化率は32.7%となっており、市民の3人に1人が高齢者となる状況が目前に迫っています。

人口ピラミッドを見ると、70歳以上の増加が顕著になっており、更に高齢化が進み、介護や医療を必要とする高齢者が増加していくことが見込まれ、包括的な支援体制の充実が不可欠となります。一方、50歳未満の人口はすべての層で減少しており、今後、人口ピラミッドの形はつぼ型から逆ピラミッド型へと形を変えていくことが想定され、支え手の確保・育成が求められます。

世帯の状況を見ると、世帯数は年々増加しているのに対し、1世帯あたり人員は減少しており、核家族化が進んでいます。特に、単独世帯や夫婦のみ世帯が一貫して増加しており、高齢者を含む世帯を見ても同様の傾向が伺えることから、身近な地域における支援の重要性が高まっています。

子どもの状況を見ると、年少人口が減少する中、園児数は増加する年もあります。共働き世帯の増加のみならず、核家族化やひとり親世帯の増加による保育需要の高まり、コロナ禍を経て更なる多様化を見せる働き方等に対応していくことが求められます。

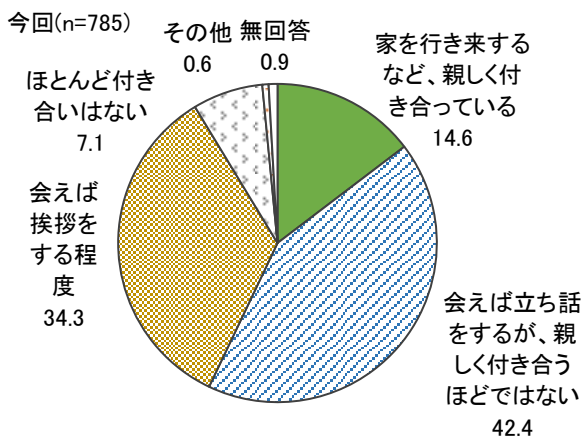
障がいのあるかたの状況を見ると、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、高齢者が半数以上を占める身体障害者手帳所持者も今後増加が見込まれることから、障害福祉サービスの充実を図るとともに、地域における障がいへの理解促進や合理的配慮の提供等の普及啓発を進めていくことが求められます。

第2節 アンケート調査から見る現状と課題

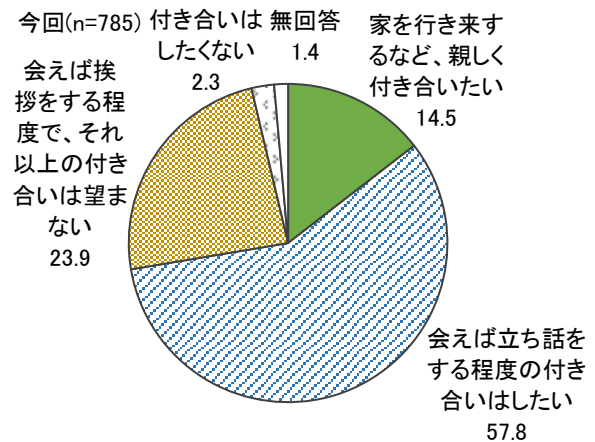
1 近所付き合いの現在と今後

現在の近所付き合いについて、91.3%が挨拶をする以上（家を行き来するなど、親しく付き合っている+会えば立ち話をするが、親しく付き合うほどではない+会えば挨拶をする程度）の近所付き合いをしていることが分かりました。今後の近所付き合いについては、「付き合いはしたくない」との回答はわずか2.3%となっており、地域との関わりを前向きに進めていくことができる環境にあることが伺えます。

■現在の近所付き合い（1つに○）



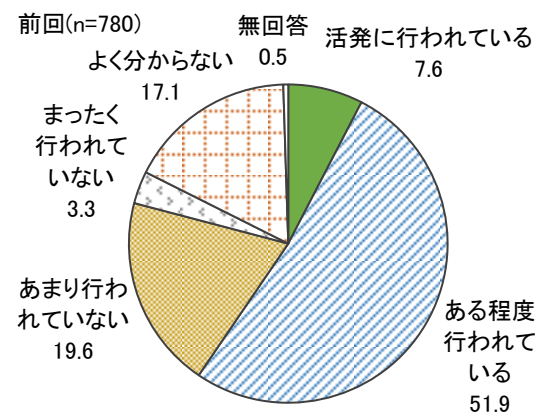
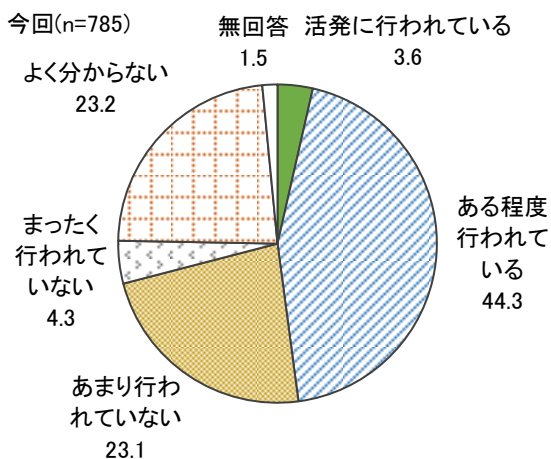
■今後の近所付き合い（1つに○）



2 地域の行事や活動の状況

地域の行事や活動について、行われている割合（活発に行われている+ある程度行われている）が11.6ポイント低下しています。新型コロナウイルス感染症の影響で、地域の行事や活動の中止又は延期、地域の状況がよく分からないといった現状が伺えます。

■地域の行事や活動の実施状況（1つに○）



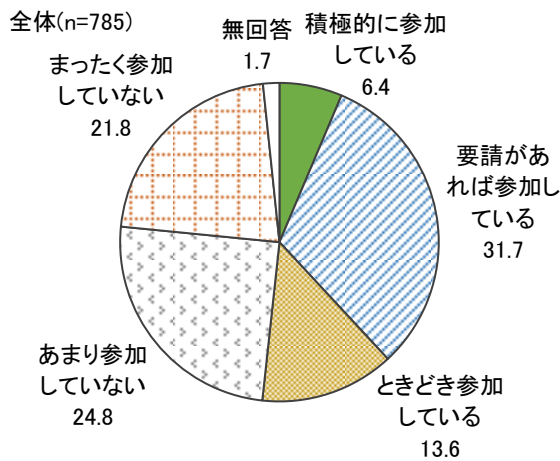
※回答は、各質問の回答該当者数（n）を基数とした百分率（%）で示しており、小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります（以下同じ。）。

3 地域の行事や活動への参加

地域の行事や活動への参加状況について、51.7%が参加している（積極的に参加している+要請があれば参加している+ときどき参加している）と回答しています。地域の行事や活動に参加しやすくなる条件は、「自分に合った内容の活動」が48.5%で最も多く、以下「自分に合った日時・時間帯」が43.4%、「友人や家族と共に参加できる」が25.5%となっており、身近な地域で気軽に参加できる取組が求められます。また、取り組んでみたいと思う地域活動やボランティア活動は、「教育・文化・スポーツ活動」や「子育て支援活動」、「環境保護活動」が比較的多くあり、誰もが関心を持ちやすいテーマであることから、積極的な取組が期待されます。

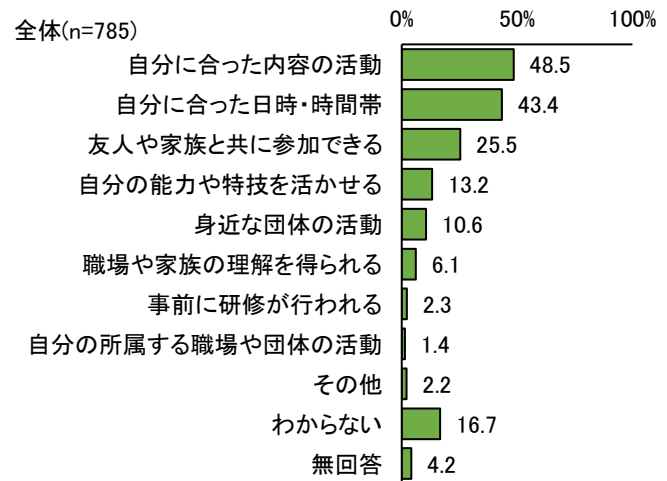
■地域の行事や活動の参加状況

(1つに○)

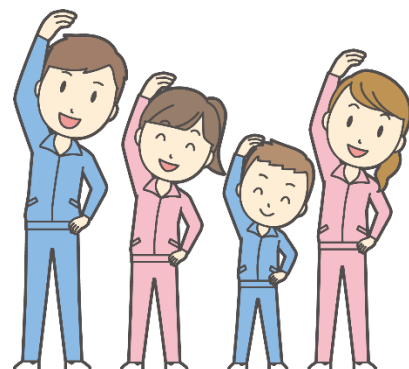
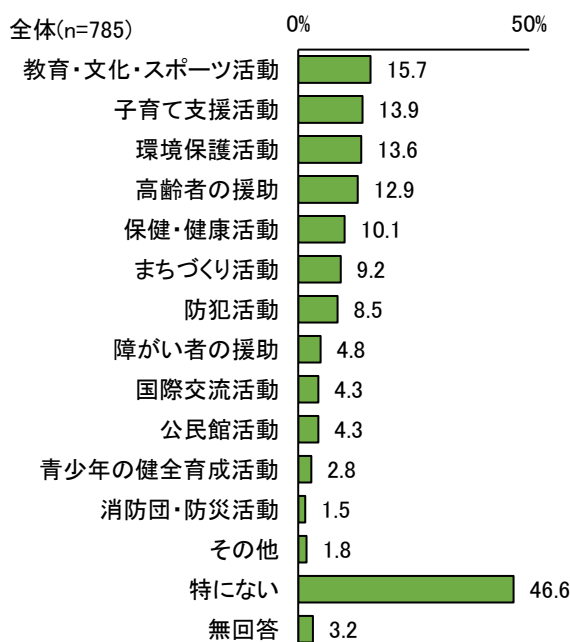


■地域の行事や活動に参加しやすくなる条件

(あてはまるものすべてに○)



■地域活動やボランティア活動で取り組んでみたいもの (あてはまるものすべてに○)



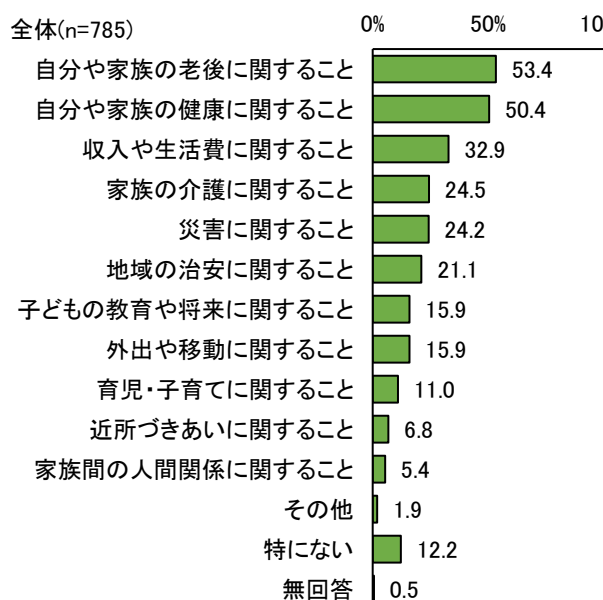
4 暮らしの中での困りごとや心配ごと

ふだんの暮らしの中での困りごとや心配ごととして、「自分や家族の老後に関すること」が53.4%で最も多く、次いで「自分や家族の健康に関すること」が50.4%となっています。

相談先については、「家族や親戚」が80.1%、「友人・知人」が49.3%など、大半は相談できる環境があることが分かりましたが、他方で「相談できる人がいない」との回答が1.3%見られました。そのため、公的な相談支援を充実させ、その認知度を向上させることはもとより、相談相手となる「家族や親戚」や「友人・知人」などの地域住民が相談先の情報等を得ることができるようになることが重要です。

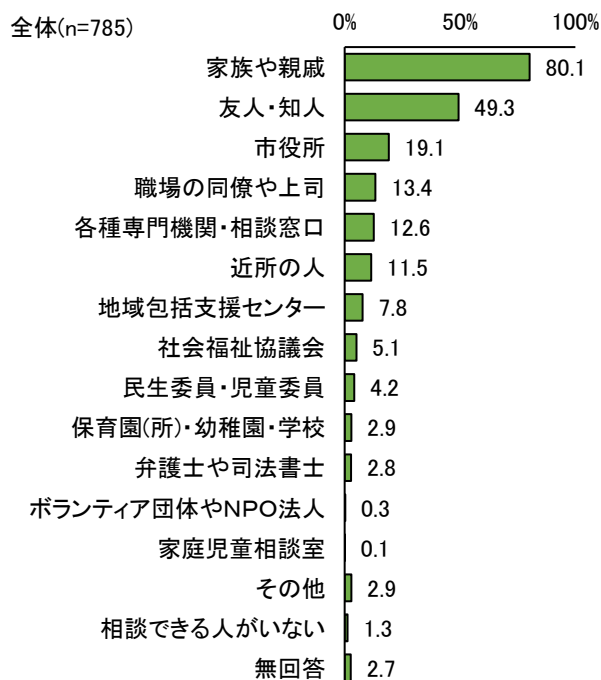
■暮らしの中での困りごとや心配ごと

(あてはまるものすべてに○)



■困りごとや心配ごとがある場合の相談先

(あてはまるものすべてに○)

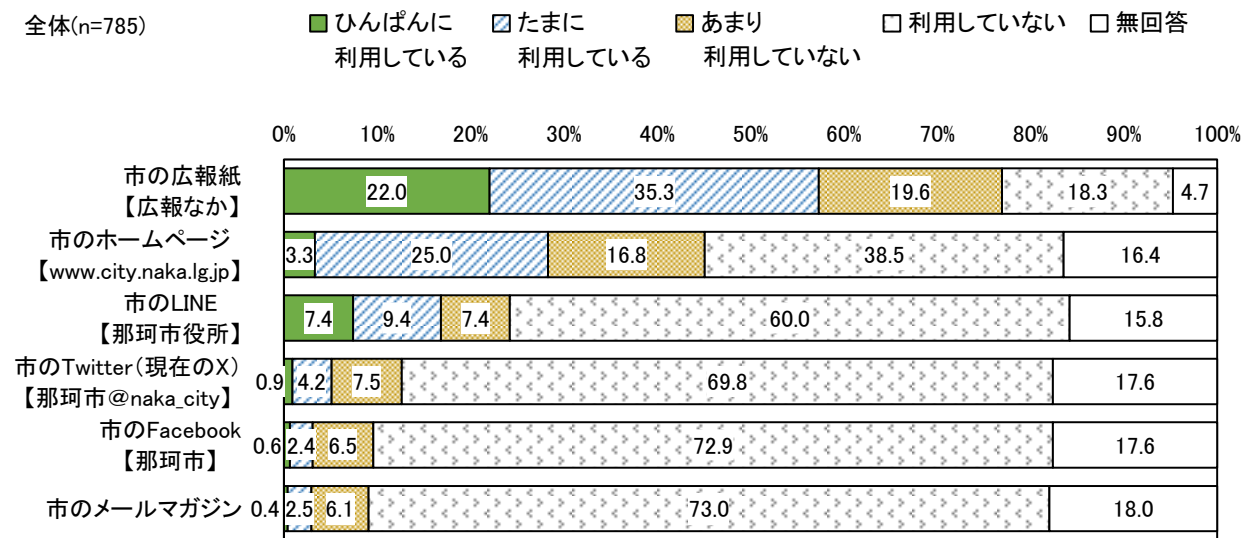


5 地域福祉の情報収集に利用する媒体

地域福祉の情報収集に利用する市の媒体について、「ひんぱんに利用している」と「たまに利用している」を合わせると、「市の広報紙」が57.3%で最も多く、次いで「市のホームページ」が28.3%となっています。市以外の媒体としては、「新聞・雑誌」が26.2%で最も多く、以下「地域の人から」が26.1%、「テレビ・ラジオ」が17.1%となっており、若い年代では「SNSなどのインターネット」が比較的多くなっています。

従来の広報紙やホームページ、新聞・雑誌などによる情報発信のほか、受け手側のニーズや状況などに応じた情報提供が求められます。

■地域福祉の情報収集に利用する市の媒体（それぞれ1つに○）



■地域福祉の情報収集に利用する市以外の媒体（あてはまるものすべてに○）

単位：%

	新聞・雑誌	地域の人から	テレビ・ラジオ	SNSなどのインターネット	社会福祉協議会の窓口	福祉サービス事業所や病院	地域包括支援センターの窓口	児童委員・民生委員	その他	情報を収集していない	無回答
全体(n=785)	26.2	26.1	17.1	13.1	8.7	7.3	6.0	5.1	2.4	31.6	2.0
10歳代(n=10)	20.0	20.0	10.0	30.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0	40.0	0.0
20歳代(n=36)	16.7	19.4	5.6	19.4	0.0	5.6	2.8	0.0	2.8	55.6	0.0
30歳代(n=59)	3.4	16.9	6.8	32.2	6.8	5.1	0.0	0.0	0.0	47.5	1.7
40歳代(n=99)	9.1	21.2	7.1	25.3	6.1	6.1	2.0	2.0	2.0	34.3	0.0
50歳代(n=111)	18.0	21.6	10.8	17.1	6.3	11.7	2.7	0.9	1.8	42.3	1.8
60歳代(n=148)	27.0	27.7	20.9	13.5	6.8	8.1	8.8	4.1	4.7	31.8	2.7
70歳代(n=192)	40.1	32.8	21.9	3.6	13.5	4.7	5.2	8.3	1.6	24.5	3.1
80歳以上(n=124)	38.7	29.8	27.4	1.6	12.1	9.7	14.5	11.3	2.4	15.3	1.6

6 地域の問題点

地域の問題点として、「公共交通の整備」が27.6%で最も多く、以下「道路の整備」が23.9%、「防犯対策」が20.0%など、安全・安心に関することが多くなっています。また、「医療体制」や「公園など遊び場」、「家庭・地域の子育て機能の低下」などは若い年代で多く、「高齢者の支援」は40歳代より上の年代で多くなっています。

近年の地域課題は複雑化・複合化していることから、分野横断的な対応が求められており、各福祉担当を中心に関係部署が連携して取り組んでいくことが重要です。

■現在あなたの住んでいる地域の問題点（あてはまるものすべてに○）

単位：%

	公共交通の整備	道路の整備	防犯対策	高齢者の支援	異なる世代間の交流の希薄化	喪失 地域性（連帯感）の	医療体制	防災対策	付き合い方 地域の人たちとの	公園など遊び場
全体(n=785)	27.6	23.9	20.0	19.9	19.1	19.0	18.3	15.2	13.1	12.7
10歳代(n=10)	50.0	40.0	10.0	20.0	0.0	0.0	20.0	10.0	0.0	0.0
20歳代(n=36)	30.6	33.3	8.3	2.8	13.9	2.8	16.7	5.6	5.6	27.8
30歳代(n=59)	16.9	32.2	13.6	3.4	10.2	13.6	30.5	13.6	13.6	40.7
40歳代(n=99)	22.2	21.2	21.2	20.2	16.2	11.1	27.3	14.1	14.1	27.3
50歳代(n=111)	22.5	22.5	23.4	18.9	17.1	12.6	15.3	15.3	9.0	8.1
60歳代(n=148)	29.1	25.0	20.9	16.9	20.3	22.3	10.8	15.5	11.5	9.5
70歳代(n=192)	30.7	23.4	19.3	24.0	23.4	30.7	16.7	14.1	15.1	5.2
80歳以上(n=124)	33.1	19.4	22.6	29.8	21.8	16.9	20.2	21.0	17.7	4.0

	地域のしきたり	地域の環境	家庭・地域の子育て機能の低下	地域文化の継承	障がい者の支援	学校教育	その他	分からない	無回答
全体(n=785)	11.8	11.3	8.0	6.8	4.6	3.8	3.1	11.6	5.1
10歳代(n=10)	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0
20歳代(n=36)	0.0	5.6	11.1	0.0	2.8	2.8	2.8	19.4	0.0
30歳代(n=59)	13.6	10.2	30.5	3.4	3.4	15.3	5.1	10.2	3.4
40歳代(n=99)	19.2	8.1	10.1	6.1	10.1	11.1	3.0	17.2	1.0
50歳代(n=111)	18.9	11.7	4.5	10.8	3.6	1.8	2.7	12.6	3.6
60歳代(n=148)	11.5	12.8	6.8	8.8	2.0	3.4	2.0	10.8	4.7
70歳代(n=192)	9.9	13.0	4.7	7.3	5.7	0.5	3.6	10.9	5.2
80歳以上(n=124)	5.6	12.9	4.0	4.0	4.0	0.8	2.4	6.5	12.9

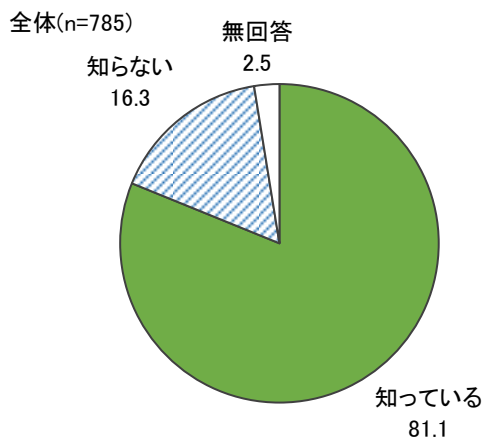
7 災害時・緊急時の支援体制

地域の拠点避難所は、「知っている」との回答が81.1%を占めていますが、避難行動要支援者名簿については、対象者が限定されることもあり、「知らない」との回答が76.6%を占めています。

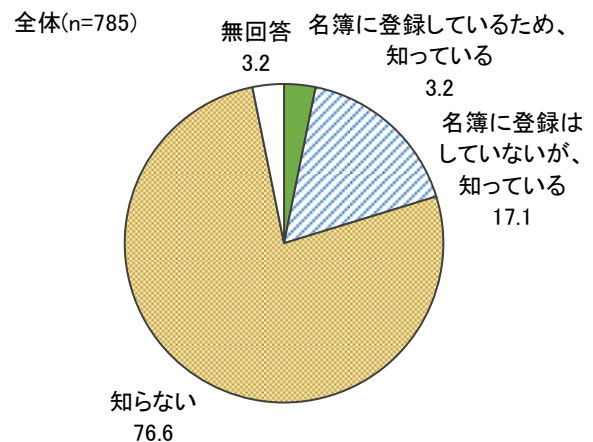
災害時や緊急時の地域づくりに必要なことについては、「普段から近所と交流すること」が44.3%で最も多くなっています。前回の調査と比較すると、全体的に割合が上昇していることから、市民意識が高まっていることが伺えます。

そのため、普段から支援が必要な人を確認し合い、災害時には地域で安否確認や避難支援を行うなど、住民同士の支え合いによる地域づくりが期待されます。

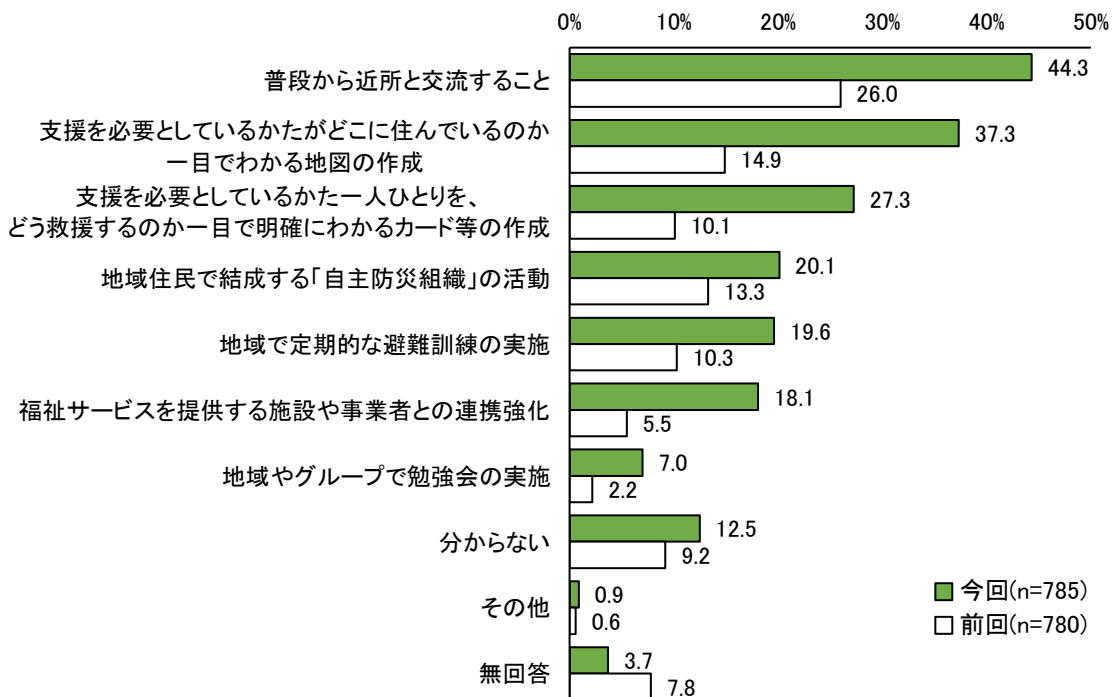
■地域の拠点避難所の認知度（1つに○）



■避難行動要支援者名簿の認知度（1つに○）



■災害時や緊急時の地域づくりに必要なこと（あてはまるものすべてに○）

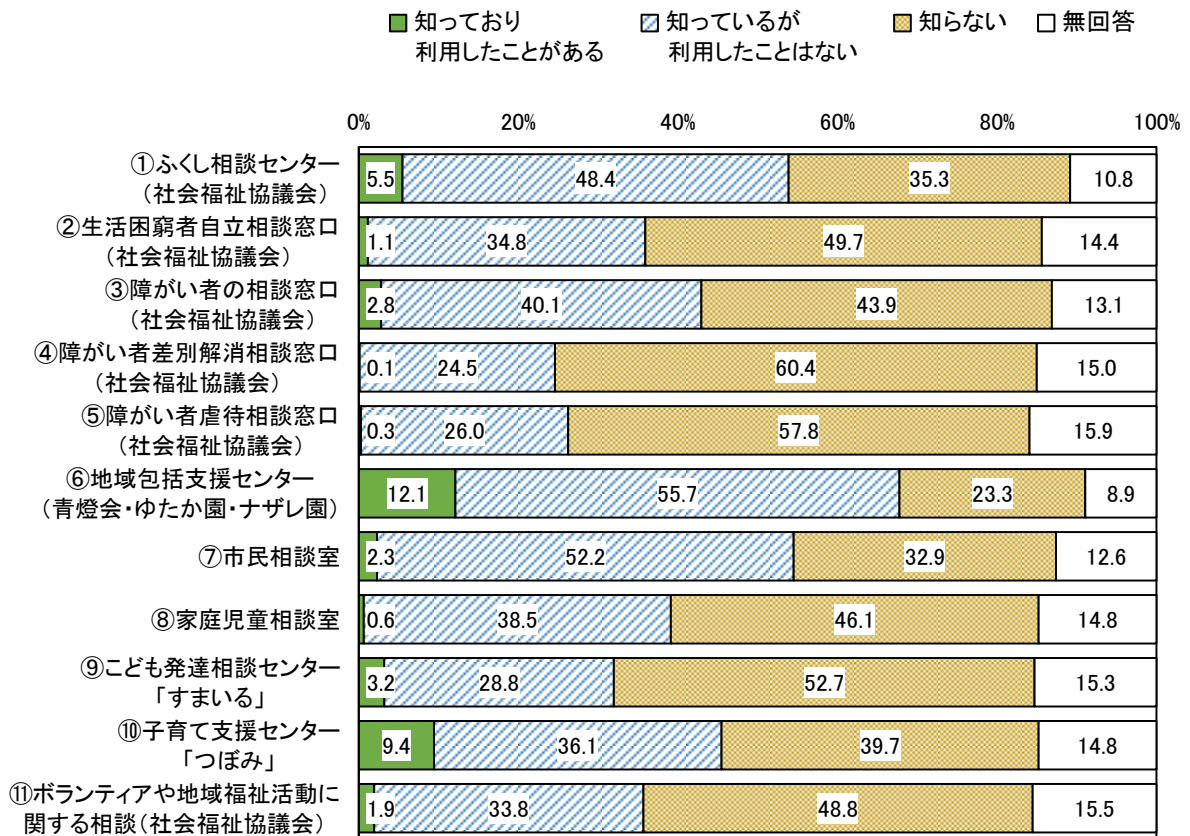


8 福祉の相談窓口や推進主体の認知度

福祉の相談窓口について、「知っており利用したことがある」と「知っているが利用したことはない」を合わせると、「地域包括支援センター」が67.8%で最も多く、以下「市民相談室」が54.5%、「ふくし相談センター」が53.9%などとなっています。

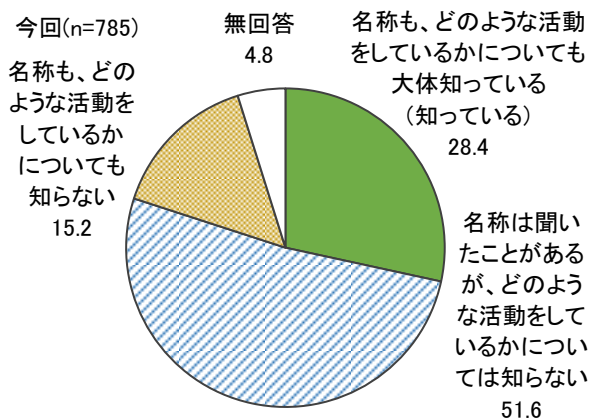
那珂市社会福祉協議会は、「名称は聞いたことがあるが、どのような活動をしているかについては知らない」との回答が51.6%、地域の民生委員・児童委員は、「知らない」との回答が58.2%で、更なる認知度の向上が求められます。

■那珂市の福祉に関する相談窓口の認知度（それぞれ1つに○）



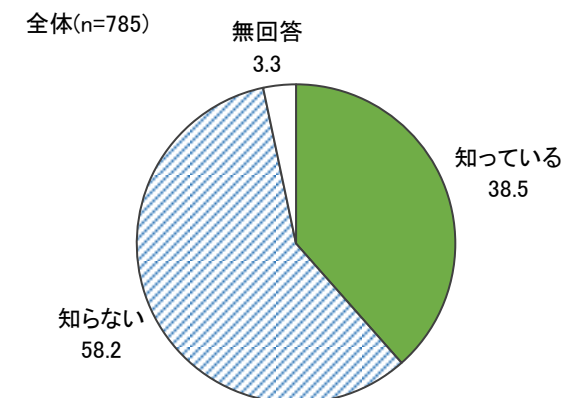
■那珂市社会福祉協議会を知っているか

(1つに○)



■地域の民生委員・児童委員を知っているか

(1つに○)



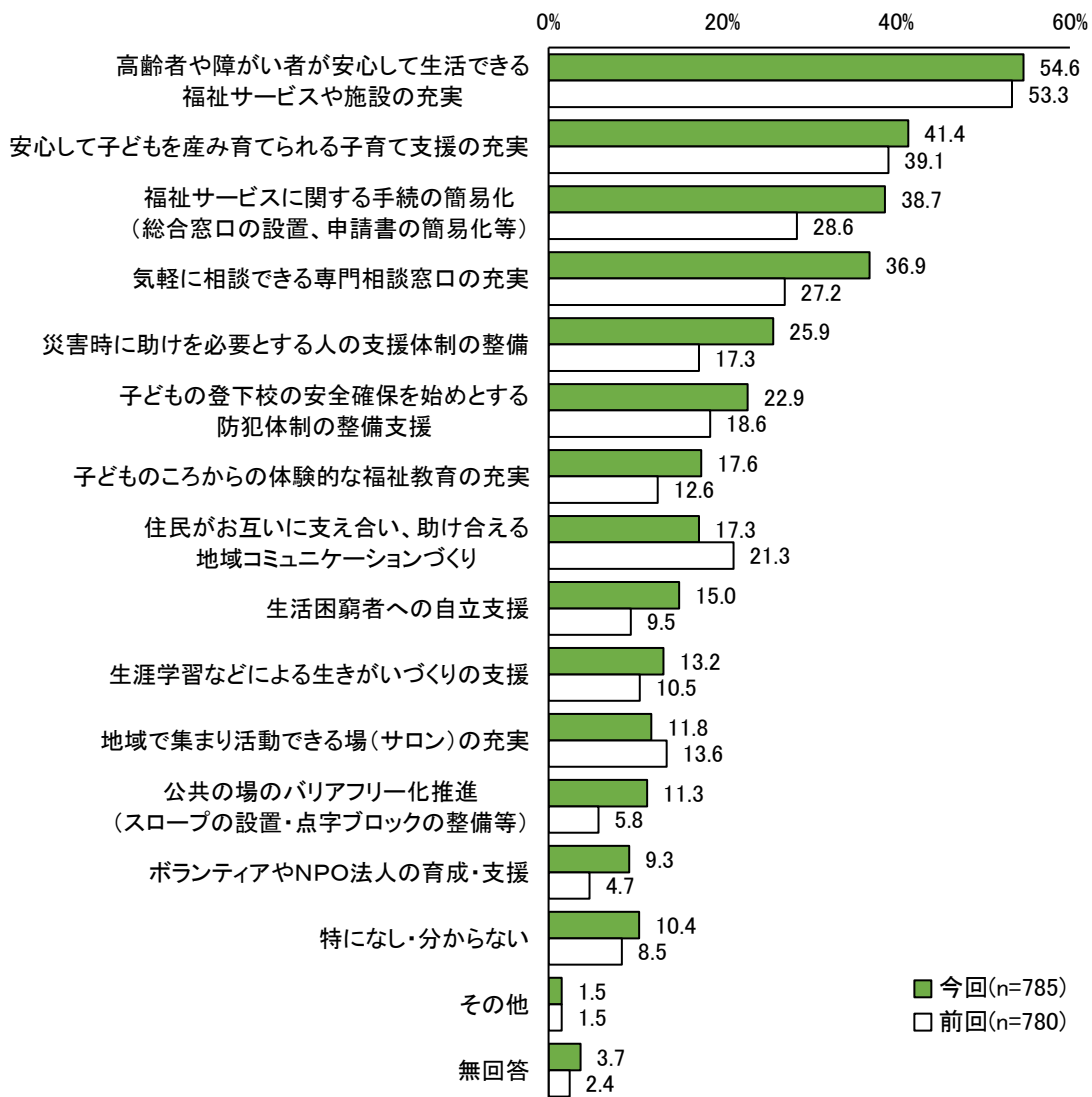
9 福祉の充実のための市の重点施策

福祉の充実のために市が重点的に取り組むべきものについて、「高齢者や障がい者が安心して生活できる福祉サービスや施設の充実」が54.6%で最も多く、以下「安心して子どもを産み育てられる子育て支援の充実」が41.4%、「福祉サービスに関する手続の簡易化」が38.7%などとなっています。

前回の調査結果と比較すると、「福祉サービスに関する手続の簡易化」や「気軽に相談できる専門相談窓口の充実」、「災害時に助けを必要とする人の支援体制の整備」などは特にニーズが高まっていることが分かります。

そのため、分野ごとの支援やサービスを充実するとともに、必要な支援を受けやすくするための体制整備が求められます。

■福祉の充実のために市が重点的に取り組むべきもの（あてはまるものすべてに○）



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本市のまちづくりの方向性を示す指針となる「第2次那珂市総合計画」の基本構想（平成30年度～令和9年度）では、「人と地域が輝く 安心・安全な住みよいまち 那珂」を将来像とし、保健・医療・福祉分野におけるまちづくりの基本理念は「共に助け合い 支え合う、すべての人にやさしいまちを目指します」と定められています。

平成31年3月に策定した「第3次那珂市地域福祉計画」においては、本市の将来像の実現に向けて、「誰もが輝き やさしさと支え合いで 安心して暮らせるまちへ」を基本理念に掲げ、誰もが住み慣れた那珂市で安心して暮らしていくために、一人ひとりが福祉の主人公という自覚を持ち、それぞれの個性を発揮しながら地域で助け合って課題を解決していく仕組みづくりを推進してきました。

県においては、平成31年3月に策定した「茨城県地域福祉支援計画（第4期）」の基本理念を「地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として ともに支え合い助け合い 安心して暮らせる地域社会づくり」と定め、地域共生社会の実現を目指しています。

国では、令和2年の社会福祉法の改正において、重層的支援体制整備事業を創設しており、事業の実施に当たっては、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。

本市では、複雑化・複合化する課題や制度の狭間のニーズに対応していくため、令和5年4月から重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。

本計画では、これらのことを踏まえ、これまでの計画の理念や考え方を継承するとともに、本市の総合計画や分野別計画、関係法令などとの整合を図りながら、新たな基本理念を掲げます。

誰もが自分らしく輝き やさしさとつながりで 安心して暮らせるまちへ

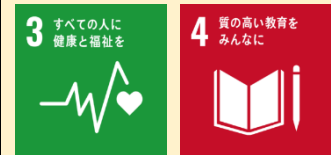
第2節 基本目標

1 思いやりの心を育み、自分らしく輝ける環境づくり

誰もが自分らしく輝き、地域で安心して暮らすためには、理解し合い、助け合い、一人ひとりが個性を活かし地域に貢献できる場が必要です。

そのために、福祉教育や生涯学習などの学びの場を充実するとともに、多くの市民がボランティアや地域活動などに身近に参加できる環境づくりを推進します。

関連するSDGsの視点



2 地域のつながりの強化

社会構造の変化やコロナ禍での暮らしの変容などから、社会的な孤立・孤独の状態を予防あるいは解消するためには、地域のつながりをこれまで以上に強化していくことが求められます。

そのために、様々な場や活動を通して地域のつながりを再構築するとともに、複雑化・複合化した地域課題を解決するためのネットワークづくりを推進します。

関連するSDGsの視点



3 安全・安心の暮らしづくり

安全・安心な暮らしは、地域で生活するに当たっての大前提となります。

そのために、地域の生活環境を充実するとともに、災害時の支援体制を充実することや日常的に顔の見える交流を深めるなど、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。また、すべての市民に福祉の情報が適切に届くよう、情報のバリアフリー化の推進に努めます。

関連するSDGsの視点



4 包括的な支援体制の充実

複雑化・複合化した生活課題を解決するためには、高齢者や障がいのあるかた、子育て、生活困窮などの各分野における支援体制を充実するとともに、各分野が相互に連携しながら重層的に支援をしていく体制を構築することが重要です。

そのために、各種福祉サービスを組み合わせるための連携体制の構築や課題を総合的に受け止める場づくりを推進するとともに、本市の重層的支援体制整備事業実施計画の着実な実行に努めます。

関連するSDGsの視点



◆SDGsの推進◆

持続可能なまちづくりに向けて、SDGsの理念を踏まえた上で各施策に反映させ、一人ひとりの幸せの形が多様化する中、それぞれの感じる幸せ（ウェルビーイング）の実現に向けて、各施策を進めます。

第3節 成果指標

地域福祉計画は、行政だけではなく市民一人ひとりや地域とともにつくっていく計画です。そのため、施策を推進することで市民の福祉意識の醸成や地域の活動への参加促進が進んだかなど、施策の成果を把握していくために、基本目標ごとに成果指標を設定し、次期計画策定時のアンケート調査によりその効果を測定します。

基本目標	成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値※ (令和10年度)
1 思いやりの心を育み、自分らしく輝ける環境づくり	「親しく近所付き合いをしたい」と思う市民の割合を増やす【20条】	14.5%	15%
	地域の行事や活動に「参加している」市民の割合を増やす【21条】	51.7%	54%
2 地域のつながりの強化	行事や活動の状況が「分からない」市民の割合を減らす【20条】	23.2%	22%
	地域の問題点が「分からない」市民の割合を減らす【24条】	11.6%	11%
3 安全・安心の暮らしづくり	地域の拠点避難所を「知っている」市民の割合を増やす【25条】	81.1%	85%
	那珂市が「安全に安心して過ごせる地域である」と思う市民の割合【次期計画策定時に新規で調査】	—	—※
4 包括的な支援体制の充実	那珂市社会福祉協議会を「知っている」市民の割合を増やす【26条】	28.4%	30%
	地域の民生委員・児童委員を「知っている」市民の割合を増やす【26条】	38.5%	40%

※目標値は、1年に1%、5年後に5%増やす又は減らすことを目標として、現状値の105%又は95%を目標値（小数点以下は四捨五入）として設定しました。那珂市が「安全に安心して過ごせる地域である」と思う市民の割合は、新規の項目のため、次期計画策定時に評価及び目標設定を行います。

第4節 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策	重点事業
誰もが自分らしく輝き やさしさとつながりで 安心して暮らせるまちへ	1 思いやりの心を 育み、自分らしく 輝けるための 環境づくり	①交流のきっかけづくり	広報事業・情報発信力強化事業 協働のまちづくり推進事業
		②心のバリアフリー・福祉教育の 推進	障害者差別解消推進事業 福祉学習・体験の充実
		③地域活動の充実・参加促進	ふれあいいきいきサロンの設置・運営支援 ボランティア市民活動の相談・支援 ボランティア市民活動に関する情報提供
	2 地域の つながりの強化	④居場所づくりの推進	地域子育て支援センターつぼみの運営 テーマ性の高い居場所づくりの推進
		⑤社会参加しやすい環境づくり	協働のまちづくり推進フォーラムの開催 協まち・カフェ事業 ふれあいいきいきサロンの設置・運営支援
		⑥市民活動団体、ボランティア 団体の活動支援	民生委員・児童委員の活動支援 市民活動団体などへの支援 ボランティア市民活動の相談・支援 ボランティア市民活動に関する情報提供
		⑦地域で支え合うネットワー クづくり	地域自立支援協議会の運営 高齢者ネットワーク会議の開催
	3 安全・安心の 暮らしづくり	⑧見守りや声かけ運動の促進	民生委員・児童委員による見守り活動の支援 こどもを守る110番の家の普及推進
		⑨情報のバリアフリー化の推進	情報発信のバリアフリー化
		⑩バリアフリー・ユニバーサル デザイン化の推進	利用しやすい移動手段の確保 公共施設の整備 道路などの整備
		⑪要配慮者を支える体制づくり	避難行動要支援者支援制度の周知 地域支援者との連携
	4 包括的な 支援体制の充実	⑫災害や犯罪に強いまちづくり の推進	自主防災組織などの育成・支援 防災・防犯マップづくりの支援
		⑬地域における生活課題や福祉 ニーズの把握・対応	民生委員・児童委員との連携強化 自立相談サポートセンターの設置・運営支援
		⑭柔軟で総合的・専門的な対応が 取れる体制づくり	多機関協働による総合的な窓口の設置 自立相談サポートセンターの充実
		⑮地域福祉における新たな担い 手の創出	民生委員・児童委員の活動支援 協議体の活性化に向けた支援 ボランティア市民活動の相談・支援

第4章 施策展開

※本章の見方について

第3章で示したように、本計画は、4つの基本目標と15の基本施策を定め、施策を推進します。本章では、基本施策ごとに本市の現状と課題を示すとともに、自助・互助・共助・公助の視点から課題解決に向けた取組や事業などを記載します。

なお、市と市社会福祉協議会の再掲事業は、初出の基本施策の番号を併記しています。

■記載内容

基本目標* * * * * *

基本施策* * * * * *

◇現状と課題◇

※本市の現状及び課題を記載しています。

◇市民・地域に期待すること◇

自 助	※市民一人ひとりに大切にしてほしいことや取り組んでほしいことなどを記載しています。
互助・共助	※地域の団体や関係機関などに考えてほしいことや取り組んでほしいことなどを記載しています。

◇市の事業◇

重点事業	●市が公助として重点的に取り組む事業を記載しています。	担当課 (行政組織順)
基本事業	○市が公助として取り組む基本的な事業を記載しています。	担当課 (行政組織順)

◇市社会福祉協議会の事業◇

重点事業	●市社会福祉協議会が重点的に取り組む事業を記載しています。
基本事業	○市社会福祉協議会が取り組む基本的な事業を記載しています。

基本目標 1 思いやりの心を育み、自分らしく輝ける環境づくり

基本施策 1 交流のきっかけづくり

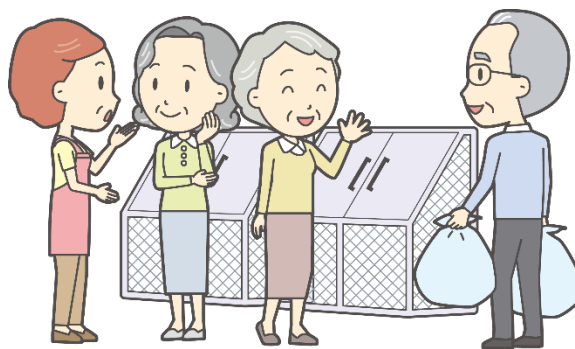
◇現状と課題◇

近所付き合いが希薄となっている昨今、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、自治会や子ども会、高齢者クラブへの加入率、市民活動団体などの活動への参加率の更なる低下が懸念されています。一方で、アンケート調査によると、多くの市民が挨拶をする以上の近所付き合いをしており、今後近所付き合いをしたくないとの回答はごくわずかとなっていました（20％）。また、災害時や緊急時の地域づくりに必要なこととして、「普段から近所と交流すること」が最も重要視されています（25％）。

そのため、日常的に交流のきっかけをつくり、地域住民などがともに支え合う地域づくりを目指します。

◇市民・地域に期待すること◇

自 助	<ul style="list-style-type: none"> ○家族の絆を深めましょう。 ○お互いに顔見知りとなれるよう、挨拶や声かけをしましょう。 ○自治会へ積極的に加入しましょう。 ○地域の行事やイベントなどの情報を収集し、積極的に参加しましょう。
互助・共助	<ul style="list-style-type: none"> ○住民同士が会う機会をつくりましょう。 ○参加しやすい地域内の行事や活動に取り組んでいきましょう。 ○世代間交流が推進されるよう、交流の様子などを市民に対して発信していきましょう。



◇市の事業◇

重点事業	<p>●広報事業・情報発信力強化事業 市民が交流の場へと参加するためのきっかけづくりのため、「広報なか」、「ホームページ」のほか、情報メール配信サービス（メールマガジン）、SNSなどを活用して市のイベント情報などを広く発信します。</p> <p>●協働のまちづくり推進事業 市と市民、市民自治組織及び市民活動団体などの多様な主体が、地域の課題の共有や地域の課題解決に向け、共に手を携えながら協働のまちづくりを推進していきます。さらには、協働のまちづくり推進フォーラムやまちづくり人材育成カリキュラムなどの学習機会を提供するなど、人材育成及び担い手の確保に向けた支援の充実を図ります。</p>	秘書広聴課 関係各課 市民協働課
基本事業	<p>○市民活動支援センター運営支援 各種活動支援や制度の紹介などの情報提供を行い、市民活動の支援に努めます。</p> <p>○市民活動支援事業 各種活動支援や制度の紹介などの情報提供を行い、市民活動の支援に努めます。</p>	市民協働課 市民協働課

◇市社会福祉協議会の事業◇

基本事業	<p>○居場所の設置促進 誰もが気軽に集うことのできる場づくりを進めることで、交流のきっかけをつくれます。</p> <p>○世代間交流活動の支援 広報紙、ホームページでの世代間交流事業の活動紹介や、イベント用品の貸出、活動人材の紹介を通じて、地域内での交流事業を活性化し、住民同士の顔の見える関係づくりを促進します。</p>
------	--

基本施策2 心のバリアフリー・福祉教育の推進

◇現状と課題◇

地域で誰もが分け隔てなく暮らしていくには、お互いを理解することが第一歩です。そのため、地域全体で思いやりの心を育むとともに、地域福祉とは何か、生活課題の解決方法などの基本的な福祉教育を推進し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

◇市民・地域に期待すること◇

自 助	<ul style="list-style-type: none">○年齢や障がいなどを気にせず、同じ地域に住む仲間として、地域活動や行事に、積極的に参加しましょう。○人権や福祉に関するセミナーなどに、積極的に参加しましょう。
互助・共助	<ul style="list-style-type: none">○地域活動や行事への参加を呼びかけましょう。○権利擁護など福祉について考える機会をつくりましょう。○自治会活動やイベントなどの地域活動を通じて、お互いの理解を深める機会をつくりましょう。



◇市の事業◇

重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者差別解消推進事業 市職員や、市民・事業者を対象に研修会などを実施し、障がい を理由とした差別のない社会を目指します。 ●福祉学習・体験の充実 小中学校において、人権や福祉に関する学習や福祉施設への 訪問などの体験活動を実施します。 	<p>社会福祉課</p> <p>学校教育課</p>
基本事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市民後見人制度の普及促進 市民後見人制度に係る研修会を実施します。 ○人権関係の講習会の実施 人権関係の講演会を実施するとともに、人権関係の研修会へ の参加を促進します。 ○出前講座・講演会の実施 地域福祉についての学びを広める出前講座や各種講演会 を実施します。 	<p>社会福祉課 介護長寿課 市民相談室 生涯学習課</p> <p>市民協働課 関係各課</p>

◇市社会福祉協議会の事業◇

基本事業	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのあるかたへの理解促進・意識啓発 障がいのあるかたの差別解消及び虐待防止に関する、意識啓発のための研 修を実施します。 ○交流プログラムの企画実施 夏休みボランティア体験による交流プログラムや、学校などでの福祉体験 学習などを通じて、心のバリアフリーを推進します。 ○赤い羽根共同募金（一般募金）・地域歳末たすけあい募金 地域住民自らが募金活動に参加することにより、地域福祉に対する理解を 深め、住民相互の助け合いを基調としたコミュニティづくりを推進します。
------	---

基本施策3 ▶ **地域活動の充実・参加促進**

◇現状と課題◇

誰もが自分の個性や得意分野を活かし、地域福祉の担い手として輝けるよう、地域の人材の活用・育成を支援することが重要です。また、一人でも多くの方が福祉に関心を持ち、自ら積極的に行動することができるよう、地域福祉やボランティアについての学習機会を充実させることも必要です。

アンケート調査によると、半数以上が地域の行事や活動に参加しており、今後は教育・文化・スポーツ活動や子育て支援活動、環境保護活動などに取り組んでみたい市民が多くなっています。また、活動に参加しやすくするために、自分に合った内容や日時で参加できる活動が条件として重視されています（21頁）。

そのため、お互いを支え合う意識や自分自身の住む地域をよりよくするための力を育んでいくことができるよう、活動機会を充実し、参加の促進を図ります。また、活動が自主的かつ継続的に展開されるよう、地域のキーパーソンとなる人材との連携・協働関係を構築するとともに、将来的にリーダーとなる人材を育成・支援します。

◇市民・地域に期待すること◇

自 助	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の得意分野を活かした地域活動に積極的に参加しましょう。 ○地域の様々な市民活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加・協力しましょう。 ○誰もが参加しやすい市民活動やボランティア活動の在り方や仕組みについて、皆で考えましょう。
互助・共助	<ul style="list-style-type: none"> ○防災や健康などニーズがある分野を中心に、様々な講座を開催し地域への理解や関心を深めましょう。 ○介助講座など、地域共生社会を実現するための学習機会を充実しましょう。 ○市民活動団体やボランティア団体向けに研修会を行い、団体が活動の幅を広げられるよう支援しましょう。 ○市民活動団体やボランティア団体同士の交流の場を設けることで、連携・協働による活動が行えるよう支援しましょう。 ○地域のニーズに合った活動がより推進されるよう、活発なボランティアの取組を広く紹介しましょう。 ○ボランティア団体支援に関する体制を見直し、活動の推進を強化しましょう。

◇市の事業◇

基本事業	○シルバー人材センターの運営支援 シルバー人材センターの運営を支援することで、高齢者の生きがいがづくりの機会を増やします。	介護長寿課
	○認知症サポーター養成講座 地域住民に対し、認知症サポーター養成講座を実施することで認知症への理解を深めます。	介護長寿課
	○市民活動支援センターの運営支援 市と市民の協働のまちづくりを推進するため、情報センター機能や相談窓口の機能、活動拠点機能を持った市民活動支援センターを設置し、市民活動団体を総合的に支援します。	市民協働課
	○市民活動団体の紹介 ホームページを通じ、市内の市民活動団体の活動目的や活動内容の情報提供などを実施します。	市民協働課
	○生涯学習教室などの開催 文化・スポーツ活動など、市民が気軽に参加できる学習の機会の充実に努めます。	生涯学習課

◇市社会福祉協議会の事業◇

重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあいいきいきサロンの設置・運営支援 ふれあいいきいきサロンの設置・運営支援を通じて、地域住民の社会参加を促進します。 ●ボランティア市民活動の相談・支援 ボランティア市民活動に関する相談・調整・支援を通じて、ボランティア市民活動を推進します。 ●ボランティア市民活動に関する情報提供 情報紙「あくしょん」や「インフォメーションブログ」などの情報提供を通じて、ボランティア市民活動団体の活動を支援します。
基本事業	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な暮らしの出前講座による住民の活動支援 出前講座を通じ、住民のもつ能力を地域コミュニティづくりに活かすとともに、役割を持った社会参加を進めます。 ○ボランティア養成研修の実施・継続的支援 ボランティア養成研修によるきっかけづくりや、継続的にボランティア活動に参加できる調整・支援を通じて社会参加を促進します。

基本目標 2 地域のつながりの強化

基本施策 4 居場所づくりの推進

◇現状と課題◇

地域で自分らしく暮らしていくためには、様々な立場の人が身近な範囲で悩みや不安を話せる場を広げていく取組が必要です。

アンケート調査によると、困りごとや心配ごとがある場合の相談先は、家族や親戚、友人・知人が大半を占めており、相談できる人がいない市民はごくわずかとなっています（22頁）。一方で、身近な人に頼ることができない場合は、一人で悩みを抱えてしまうことになり、第三の居場所づくりが重要です。

そのため、高齢者、障がいのあるかた、子育て世帯など、同じ課題を抱える人同士が気軽に立ち寄れる環境を整備し、互いにコミュニケーションをとり、思いやり、助け合うことができるよう支援します。

◇市民・地域に期待すること◇

自 助	<ul style="list-style-type: none"> ○一人で悩まず、交流の場に足を運び相談しましょう。 ○同じ立場にある人や、同じ悩みを抱えている人へ手を差し伸べ、助け合っ て解決しましょう。
互助・共助	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て中の親が集まれる場をつくることで、同じ悩みを持つ親同士がコ ミュニケーションを取りつつ、支え合いながら子育てできる環境を整備しま しょう。 ○障がいのあるかたも気兼ねなく出かけられる環境を整え、社会参加しやす い地域づくりを進めましょう。 ○子ども食堂を開設するなど、生活に困窮している子どもを見守りましょう。 ○高齢者が集まれる場をつくり、日常的にお互いの情報が確認できる環境を つくりましょう。

◇市の事業◇

重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援センターつぼみの運営 子育ての情報交換や悩みの解消、仲間づくり、子育てサークル活動などの場として、地域子育て支援センターを運営します。 	こども課
基本事業	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの学習支援事業 生活に困窮する生徒に対し、学びの機会や居場所を提供します。 	社会福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動支援センターの設置 障がいのあるかたに創作的活動や生産活動の場を提供し、自立促進や生活の質の向上を図ります。 	社会福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ○こども発達相談センターすまいるの運営 発達障がいなどによる悩み相談や支援を実施する場としてこども発達相談センターを運営します。 	こども課
	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防事業 介護予防講話などを実施することで、家族介護をされるかた同士の交流や居場所づくりを支援します。 	介護長寿課
	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症カフェの設置・運営支援 認知症のかたやその家族と地域の人など、誰でも参加できる集いの場の設置・運営を支援します。 	介護長寿課
	<ul style="list-style-type: none"> ○教育支援センターの運営 様々な悩みをもつ子ども達の相談や、子育て・教育に関する保護者の相談の場として、教育支援センターを運営します。 	学校教育課

◇市社会福祉協議会の事業◇

重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ●テーマ性の高い居場所づくりの推進 様々な理由で暮らしづらさを抱えているかた同士が出会い、交流を通じて社会参加のステップアップができる場として、テーマ性の高い居場所づくりを設置・促進します。
基本事業	<ul style="list-style-type: none"> ○居場所の設置促進（再掲・基本施策1） 誰もが気軽に集うことのできる場づくりを進めることで、交流のきっかけをつくれます。

基本施策5 ▶ **社会参加しやすい環境づくり**

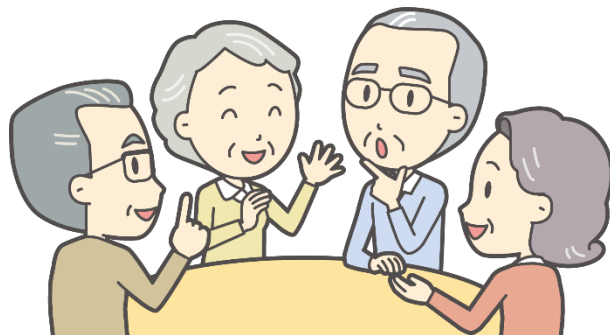
◇現状と課題◇

本市では、福祉意識の向上に対する取組を行っていますが、依然として地域の中でのつながりは薄れつつあります。また、地域との関わりが少なく、社会的なつながりが弱くなりがちな高齢者や障がいのあるかた、子育て家庭、生活困窮者などは今後も増加していくことが想定され、そうした人や家庭に寄り添う環境や支援する体制を構築していくことが大切です。

そのため、地域の行事を身近に感じ、参加することで地域の絆づくりにつなげられるよう、誰でも気軽に地域活動や行事に参加できるきっかけづくりを推進します。また、アンケート調査によると、地域の活動や行事への参加に当たっては、自分に合った内容や日時で参加できる活動が条件として重視されていることから（21頁）、ライフサイクルの多様化に対応した活動や行事を推進します。

◇市民・地域に期待すること◇

自 助	<ul style="list-style-type: none"> ○行政や市社会福祉協議会が実施する人権や福祉に関する学習会に、積極的に参加しましょう。 ○色々な地域活動の情報を収集し、参加しやすい活動から積極的に参加しましょう。
互助・共助	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動や行事への参加が少ない若年層などに対して、積極的に参加を呼びかけましょう。 ○地域活動に積極的に参加し、住民との交流や支え合いのある地域づくりをしていきましょう。 ○多様なライフサイクルに対応できる、新しい地域活動を考えましょう。



◇市の事業◇

重点事業	●協働のまちづくり推進フォーラムの開催 フォーラムを通じて、市民と行政の協働の重要性について啓発を行います。	市民協働課
	●協まち・カフェ事業 自治会未加入者も含めた多くの市民が気軽に立ち寄れる、カフェのような雰囲気の中で市民自治組織や市民活動団体の日頃の活動を紹介する「協まち・カフェ」を開催し、まちづくりの重要性やまちづくりに対する理解を深め、自治会活動や市民活動に参加できるきっかけを提供します。	市民協働課
基本事業	○障がい者交流事業 「つながるカフェ」にて、地域活動支援センターの紹介や、参加者同士の交流を行います。	社会福祉課
	○障がい者スポーツ大会の支援 各種スポーツ大会への参加促進を目的に、送迎、運営、活動支援などを行います。	社会福祉課
	○障がい者移動支援事業 障がいのあるかたの日常生活や地域への参加を促進するため、外出時の介助などの移動支援を行います。	社会福祉課
	○高齢者クラブ補助 高齢者クラブなどに活動費の補助を行うことで、地域参加を推進します。	介護長寿課

◇市社会福祉協議会の事業◇

重点事業	●ふれあいいきいきサロンの設置・運営支援（再掲・基本施策3） ふれあいいきいきサロンの設置・運営支援を通じて、地域住民の社会参加を促進します。
基本事業	○ボランティア養成研修の実施・継続的支援（再掲・基本施策3） ボランティア養成研修によるきっかけづくりや、継続的にボランティア活動に参加できる調整・支援を通じて社会参加を促進します。
	○身近な暮らしの出前講座による住民の活動支援（再掲・基本施策3） 出前講座を通じ、住民のもつ能力を地域コミュニティづくりに活かすとともに、役割を持った社会参加を進めます。

基本施策6 市民活動団体、ボランティア団体の活動支援

◇現状と課題◇

地域課題が複雑化・複合化するなか、地域住民などによる自主的な福祉活動への期待はますます大きくなっています。地域住民などが皆で支え合い安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、市民活動団体やボランティア団体などに対する支援が必要です。

そのため、活動の中心を担う人材や市民活動団体やボランティア団体の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービスや地域づくり活動などを展開している市民活動団体やボランティア団体などの活動を支援します。

◇市民・地域に期待すること◇

<p>自 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で行われている様々な市民活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加・協力しましょう。 ○誰もが参加しやすい市民活動やボランティア活動の在り方や仕組みについて、皆で考えましょう。 ○学校などが実施する福祉体験、市民活動やボランティア活動に協力しましょう。
<p>互助・共助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動団体やボランティア団体の支援を、より強化できるよう体制の見直しをしましょう。 ○市民活動団体やボランティア団体同士が交流できる場を設けることで、連携・協働による活動が行えるよう取組を進めましょう。

◇市の事業◇

重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員の活動支援 民生委員・児童委員活動支援のため、運営に係る費用を一部補助するとともに、活動に対する助言や資質向上のための研修会などを実施します。 ●市民活動団体などへの支援 市と市民による協働のまちづくりを推進するため、市民活動団体の設立及び自立促進を支援します。また、市と市民による協働の先進事例となる事業に対して助成を行います。 	<p>社会福祉課</p> <p>市民協働課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○市民団体やボランティア団体への補助 市民団体やボランティア団体を支援するため、運営に係る費用を一部補助します。 ○市民活動補償制度の実施 安心して市民活動に取り組めるよう市民活動中の事故や怪我に対する補償制度を実施します。 ○市民活動支援センターの運営支援（再掲・基本施策4） 市と市民の協働のまちづくりを推進するため、情報センター機能や相談窓口の機能、活動拠点機能を持った市民活動支援センターを設置し、市民活動団体を総合的に支援します。 ○地区交流センターの活用支援 地区交流センターの管理を地区まちづくり委員会に委託し、地域の状況に応じて活発に活用できるよう支援します。 	<p>社会福祉課</p> <p>市民協働課</p> <p>市民協働課</p> <p>市民協働課</p>

◇市社会福祉協議会の事業◇

重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア市民活動の相談・支援（再掲・基本施策3） ボランティア市民活動に関する相談・調整・支援を通じて、ボランティア市民活動を推進します。 ●ボランティア市民活動に関する情報提供（再掲・基本施策3） 情報紙「あくしょん」や「インフォメーションブログ」などの情報提供を通じて、ボランティア市民活動団体の活動を支援します。 	
------	---	--

基本施策7 地域で支え合うネットワークづくり

◇現状と課題◇

市民活動団体やボランティア団体が、他の団体と協力し合うことで、より多くの住民の課題を解決できるようになったり、より困難な問題を解決できるようになったりします。

そのため、関係機関によって構成するネットワーク会議を設置し、意見や情報交換を行うことで連携を図ります。また、さらに多くの団体が交流し、それぞれが考える課題を話し合い、協力し合い、市民一人ひとりが適切な支援が受けられるようなネットワークの充実を目指します。

◇市民・地域に期待すること◇

自 助	○地域の課題に対して、地域の皆と話し合い、協力して解決していきましょう。
互助・共助	○平常時・災害時を問わず機能するネットワークを構築し、要配慮者が安心して暮らせる環境づくりを進めましょう。 ○福祉事業者が出会うことのできる場を設け、福祉事業者同士が連携できる環境づくりを進めましょう。 ○他の活動団体などとコミュニケーションを取り、協働して課題解決へ取り組み、助け合う関係を築きましょう。

◇市の事業◇

重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域自立支援協議会の運営 障がいに関する、地域自立支援協議会の運営を行うことで、地域関係機関のネットワークの構築、地域課題の検討などを実施します。 ●高齢者ネットワーク会議の開催 高齢者の生活課題解決や地域課題を把握・検討するため高齢者ネットワーク会議を開催します。 	<p>社会福祉課</p> <p>介護長寿課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり暮らしなど高齢者への支援 高齢者台帳に記載されている人の中で、援助を必要とする高齢者を把握し、福祉サービスなどの利用につなげます。 ○地域包括支援センターの運営支援 地域包括支援センターの運営を支援することで、生活課題を抱える高齢者に対し、多機関と連携して適切な指導・支援を実施します。 ○まちづくり協議会の開催 まちづくり委員会や市民活動団体間の交流や情報交換、連携を支援します。また、住みよいまちづくりに寄与する協働事業の企画立案、市のまちづくり施策を充実させるための施策提言を行います。 	<p>介護長寿課</p> <p>介護長寿課</p> <p>市民協働課</p>

◇市社会福祉協議会の事業◇

基本事業	<ul style="list-style-type: none"> ○見守りネットワークの構築 地域に暮らすひとり暮らし高齢者などを、同じ地域に暮らす住民同士が見守り、気になることが発見された際に、民生委員・児童委員や関係機関の協力によって必要な機関につなげることができるあん・しん・ねっと事業を推進します。また、災害時に平常時の見守りが活かせるよう、民生委員・児童委員や地域包括支援センターとともに、安否確認のネットワークを構築します。
------	---

基本目標3 安全・安心の暮らしづくり

基本施策8 見守りや声かけ運動の促進

◇現状と課題◇

家族や地域住民同士のつながりが弱くなっている中で、それぞれが抱えた課題が周囲から気付かれにくいという状況があります。地域においては、高齢者のみならず、子どもや障がいのあるかたなどの見守りを必要とする人がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどの関係機関による見守りや声かけ運動が必要です。

アンケート調査によると、災害時や緊急時の地域づくりに必要なこととして、「普段から近所と交流すること」が最も重要視されています（25頁）。

そのため、住民同士がともに支え合う地域づくりを推進し、地域の見守り活動への住民参加の促進、見守りや声かけなどの必要性の啓発に努めます。

◇市民・地域に期待すること◇

<p>自 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域にどんな課題があり、身近でどんな人が困っているのか、日頃から注意しましょう。 ○民生委員・児童委員の見守りや声かけに協力しましょう。 ○日頃の買い物や散歩など、近所への外出の時間帯を、小学生の下校時間に合わせるなど、地域の見守りとなるよう、暮らし方を工夫しましょう。
<p>互助・共助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○見守りや声かけの啓発を行いましょう。 ○要配慮者への戸別訪問時や、子育てサロンのときなどに、それぞれの生活課題を把握しましょう。 ○事業の運営を通して、利用者の生活課題の把握に努めましょう。 ○生活課題のある人に対して、見守りや声かけなどを通して、課題が発生してもすぐに気付ける体制を整えましょう。

◇市の事業◇

重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員による見守り活動の支援 通学路における挨拶運動や防犯パトロール活動、ひとり暮らし高齢者などの把握や見守り活動を支援します。 ●こどもを守る110番の家の普及推進 子どもを犯罪から守るため、緊急避難場所の設置を支援します。 	<p>社会福祉課</p> <p>学校教育課</p>
基本事業	<ul style="list-style-type: none"> ○包括的支援事業 必要に応じて、地域包括支援センターと民生委員・児童委員が自宅訪問し、課題があるケースについては、ケース会議を行うなど課題解決に努めます。 ○安否確認訓練の実施 社会福祉協議会の実施事業である、あん・しん・ねっと事業のネットワークを活用し、安否確認訓練を実施し、災害時の見守り機能の強化を図ります。 	<p>介護長寿課</p> <p>防災課</p>

◇市社会福祉協議会の事業◇

基本事業	<ul style="list-style-type: none"> ○見守りネットワークの構築（再掲・基本施策7） 地域に暮らすひとり暮らし高齢者などを、同じ地域に暮らす住民同士が見守り、気になることが発見された際に、民生委員・児童委員や関係機関の協力によって必要な機関につなげることができるあん・しん・ねっと事業を推進します。また、災害時に平常時の見守りが活かせるよう、民生委員・児童委員や地域包括支援センターとともに、安否確認のネットワークを構築します。 ○世代間交流活動の支援（再掲・基本施策1） 広報紙、ホームページでの世代間交流事業の活動紹介や、イベント用品の貸出、活動人材の紹介を通じて、地域内での交流事業を活性化し、住民同士の顔の見える関係づくりを促進します。
------	--

基本施策9 情報のバリアフリー化の推進

◇現状と課題◇

福祉に関する情報があっても、必要な人に適切に届かなければ問題の解決につながりません。市では、広報紙やホームページ、SNSなど、様々な手段で情報発信を行っていますが、どの手段が使いやすいかは、市民それぞれの事情によって異なります。

アンケート調査によると、地域福祉に関する情報の入手方法として広報紙が最も多く利用されていますが（22頁）、市の情報以外では新聞・雑誌や地域の人からのほか、若い年代ではSNSなどのインターネットによる情報収集が多くなっています。

そのため、すべての市民に福祉の情報が適切に届くよう、広報紙での情報発信の充実に加え、様々な手段を通じた情報発信に取り組めます。

◇市民・地域に期待すること◇

自 助	○誰にでも分かりやすい情報発信や、情報提供方法について工夫しましょう。
互助・共助	○福祉に関する情報を収集整理し、周知することで、地域ニーズにあった福祉サービスが提供できるような取組を進めます。 ○利用者それぞれに利用しやすい情報の提供方法があることを念頭に、色々な情報発信ツールの使用を検討しましょう。



◇市の事業◇

重点事業	<p>●情報発信のバリアフリー化 アクセシビリティの強化、情報の整理及び更新などを通して、市民の誰もが利用しやすい情報発信を行います。</p>	秘書広聴課 関係各課
基本事業	<p>○障がい者支援のための制度の紹介 障害者手帳の交付を行う際や希望者に対し、しおりの配布や制度の説明を行います。</p> <p>○障がいのあるかたへの意思疎通支援 手話通訳者や要約筆記者の派遣の利用を促進し、障がいのあるかたの意思疎通を円滑にします。</p> <p>○相談支援事業 電話、ファックス、メールなどの相談に応じたり、訪問による相談支援を実施し、情報提供を行います。</p> <p>○民生委員・児童委員活動の周知 民生委員・児童委員活動について広く市民への周知を図ります。</p> <p>○子育てガイドブックの作成 手当や制度、手続などの情報を保護者が必要な時に入手できるようガイドブックを作成し、母子手帳交付時や各種相談窓口での配布、ホームページからの電子配信を行います。</p> <p>○地域包括支援センターの周知 地区まちづくり委員会、自治会、金融機関、コンビニに地域包括支援センターのパンフレットを配布し、広く市民への周知を図ります。</p> <p>○高齢者おたすけ帳の作成 高齢者に必要な医療、介護、福祉サービスなどの情報を取りまとめて作成し、周知を行います。</p>	社会福祉課 社会福祉課 社会福祉課 社会福祉課 こども課 介護長寿課 介護長寿課

◇市社会福祉協議会の事業◇

基本事業	<p>○ニーズに合わせた広報活動の実施 情報に対する多様なニーズに適切に対応できるよう、課題を把握しニーズに合った情報発信手段の検討を行います。</p> <p>○情報提供手段に関する研修の実施 情報の伝え方などに関する研修会を行い、多くのかたが情報の適切な発信手段について理解できるようにします。</p>
------	--

基本施策10 ▶ バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進

◇現状と課題◇

バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方は、社会に浸透しつつありますが、十分に認知されていない現状です。ユニバーサルデザインに基づいた社会生活の基盤づくりは、誰もが参加できる地域づくりにとって大切です。

アンケート調査によると、現在の地域の問題点として、公共交通の整備や道路の整備が多く挙げられており、若い年代では公園などの遊び場についても多くなっています(24頁)。

そのため、バリアフリーやユニバーサルデザインの周知や整備を進め、市民の理解を深めるとともに、誰もが安心して生活できる環境づくりに取り組みます。

◇市民・地域に期待すること◇

<p>自 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における危険な箇所や不便な点、介助や手助けが必要な場所を把握しましょう。 ○必要に応じて、補修や改善が必要な場所を身近な人に相談しましょう。
<p>互助・共助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における危険な箇所や不便な点、介助や手助けが必要な場所を把握し、地域でできる補修や改善を行いましょう。 ○地域で解決できない場所を行政に報告しましょう。



◇市の事業◇

重点事業	●利用しやすい移動手段の確保 デマンドタクシーをはじめとする公共交通の利便性の向上を図るとともに、タクシー利用助成や運転免許の自主返納者への特別利用券の交付を通して、移動手段の確保を行います。	社会福祉課 都市計画課
	●道路などの整備 バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点を元に、道路や公園整備を計画的に行います。	都市計画課 土木課
	●公共施設の整備 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を目指します。	関係各課
基本事業	○バリアフリー・ユニバーサルデザインの周知 ホームページやSNSなどを利用し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方などを周知します。	社会福祉課

◇市社会福祉協議会の事業◇

基本事業	○バリアフリー・ユニバーサルデザインの理解促進 学校などにおいて、バリアフリー・ユニバーサルデザインの理解促進の取組を行い、住民に対する福祉教育を推進します。
------	--

基本施策11 要配慮者を支える体制づくり

◇現状と課題◇

災害などの緊急時において、すべての地域住民が安全に避難するには、支援の必要な人を地域や行政が日頃から把握し、適切な支援を実施することが大切です。

市では、災害時自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を必要とする避難行動要支援者に対して、地域の中で避難などの手助けを素早く、安心して行われる体制づくりを進め、避難行動要支援者名簿への登録を案内してきました。

しかし、アンケート調査によると、避難行動要支援者名簿を知らない人が8割弱となっています。一方で、災害時や緊急時の地域づくりには、普段から近所と交流することや支援を必要している人を助けるための地図やツールの作成などが重視されており、前回調査との比較では、市民意識が高まっていることが明らかになりました。(25頁)

そのため、制度などの周知を行い要配慮者の情報共有や支援体制の確保に取り組むとともに、有事の際の支援を円滑に行うため、普段からの関係づくりの更なる充実に努めます。

◇市民・地域に期待すること◇

自 助	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者支援制度について学びましょう。 ○支援が必要な人は、避難行動要支援者名簿への登録を行いましょう。 ○防災訓練などに参加することで、災害時の救助方法についての情報を学び、非常時に備えましょう。
互助・共助	<ul style="list-style-type: none"> ○市防災課をはじめとする関係機関と協働し、災害時に機能するネットワークや支援体制を構築しましょう。 ○戸別訪問により、要配慮者の状況を把握するとともに、災害時に必要なネットワークづくりに取り組みましょう。 ○福祉避難所の意義を理解し、積極的な協力を検討しましょう。 ○避難行動要支援者支援制度を周知し、必要に応じて登録を呼びかけましょう。

◇市の事業◇

<p>重点事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者支援制度の周知 関係各課を通して、広く避難行動要支援者支援制度の周知を行い、制度の普及促進に努めます。 ●地域支援者との連携 要配慮者のニーズに対応するため、地域支援者との連携を強化します。 	<p>防災課 防災課 関係各課</p>
<p>基本事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者手帳交付時の避難行動要支援者支援制度の周知 新規の障害者手帳取得者に対し、避難行動要支援者支援制度の趣旨説明を行い、登録を呼びかけます。 ○ひとり暮らし高齢者など台帳作成時及び新規要介護認定者への避難行動要支援者支援制度の周知 ひとり暮らし高齢者などに、避難行動要支援者名簿への登録の呼びかけを行うとともに、新規要介護認定者に対して避難行動要支援者支援制度を案内します。 ○福祉避難所の確保 災害時の要配慮者の受入先として機能する福祉避難所を、市内各施設と協定を結び、確保します。 	<p>社会福祉課 介護長寿課 防災課</p>

◇市社会福祉協議会の事業◇

<p>基本事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○見守りネットワークの構築（再掲・基本施策8） 地域に暮らすひとり暮らし高齢者などを、同じ地域に暮らす住民同士が見守り、気になることが発見された際に、民生委員・児童委員や関係機関の協力によって必要な機関につなげることができるあん・しん・ねっと事業を推進します。また、災害時に平常時の見守りが活かせるよう、民生委員・児童委員や地域包括支援センターとともに、安否確認のネットワークを構築します。 ○避難行動要支援者支援制度登録者への戸別訪問の実施 避難行動要支援者支援制度登録者の戸別訪問を行い、災害時の避難行動に関するスクリーニング調査を行います。
-------------	--

◇市の事業◇

重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織などの育成・支援 自主防災組織や自警団を結成するよう自治会に働きかけます。また、自主防災組織がいざという時に適切に機能するよう、防災訓練などの支援を行います。 	防災課
基本事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市連合民生委員児童委員協議会の支援 民生委員・児童委員の活動を広く周知し、災害時の活動が円滑に進むよう支援します。 	社会福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ○市防災会議の運営 市における災害発生時の対応マニュアルである「那珂市地域防災計画」を策定し、計画的に推進します。 	防災課
	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯キャンペーンの実施 広く市民の防犯意識を啓発する目的で、防犯キャンペーンを実施します。 	防災課
	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営 災害時において、関係機関と連携を取りながら避難所を確保するとともに、避難所の運営を行います。 	防災課 関係各課

◇市社会福祉協議会の事業◇

重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ●防災・防犯マップづくりの支援 自治会ごとの防災・防犯マップづくりの支援を通じて、住民同士が地域の実情を理解し、災害時にも支え合えるコミュニティづくりを推進します。
------	--

基本目標4 包括的な支援体制の充実

基本施策13 生活課題や福祉ニーズの把握・対応

◇現状と課題◇

民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターをはじめとする相談機関などは、地域住民の声を受け止め、専門的な相談・支援機関につなげる重要な役割を担っています。

近年、単独の制度や関係機関だけでの対応が難しいケースが多くなっており、誰もが地域で自立して暮らしていくためには、地域の課題を早期に把握できる体制づくりや、重層的に対応できる支援体制を構築することが求められます。また、重層的な支援体制を構築し、強固なものとするためには、地域住民の声を受け止める窓口の充実、地域福祉の推進を担う民生委員・児童委員や社会福祉協議会との連携が欠かせません。

アンケート調査によると、福祉に関する相談窓口について、地域包括支援センターや市民相談室、ふくし相談センターは半数以上に認知されていますが、障がいのあるかたや生活困窮者など対象者が限定される相談窓口については認知度が低くなっています。また、社会福祉協議会や地域の民生委員・児童委員についても、知っているとの回答は半数に満たない結果となっています（26頁）。

そのため、福祉に関する相談窓口の認知度を高めるとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員など、地域を支える主体の役割や活動内容などの理解促進に努めます。

◇市民・地域に期待すること◇

自 助	<ul style="list-style-type: none"> ○自分で解決の難しい生活課題は、身近な人に積極的に相談しましょう。 ○自分の住んでいる地域の民生委員・児童委員を知り、困ったときに必要な情報提供や助言が受けられるようにしましょう。 ○身近な人の生活課題や福祉ニーズの発見に努めましょう。 ○住民座談会など、自分の意見が言える場所に積極的に参加しましょう。
互助・共助	<ul style="list-style-type: none"> ○エリアごとの地域総合相談担当(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、個別支援と地域をつなぐ活動を進めましょう。 ○利用者からの相談を聞きましょう。 ○各主体と連携することで、「丸ごと」受け止めた利用者の課題を、サービスの組み合わせで解決できる体制を整備しましょう。

◇市の事業◇

重点事業	●民生委員・児童委員との連携強化 民生委員・児童委員との連携を強化し、ニーズ把握に努めます。	社会福祉課
	●自立相談サポートセンターの設置・運営支援 課題を抱えた市民が相談し易くなるよう支援を行います。	社会福祉課
基本事業	○障害者基幹相談の支援 障がいのあるかたへの基幹相談を実施し、市内の福祉事業所が総合的な相談を行えるよう支援します。	社会福祉課
	○就労準備支援事業 日常生活や社会生活上の自立が不十分であるため、既存の職業紹介や職業訓練、求職者支援制度などの対象となりにくい者に対して、集中的・計画的に支援や訓練を行うことにより、就労に必要な基礎能力の形成と就労意欲の喚起を図ることで、一般就労につなげる支援を行います。	社会福祉課
	○地域包括支援センターの運営支援（再掲・基本施策8） 地域包括支援センターの運営を支援することで、生活課題を抱える高齢者に対し、多機関と連携して適切な指導・支援を実施します。	介護長寿課
	○ひとり親家庭への就労支援 児童扶養手当の現況届の提出の時期にあわせて、ハローワークの臨時相談窓口を開設して、ひとり親家庭の就労につながるよう支援します。	こども課
	○ひとり親家庭への就労支援（母子・父子自立支援プログラム策定事業） ひとり親で就労を希望するかたに対し、世帯の状況やニーズなどに対応して、母子・父子自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を行います。	こども課 家庭児童相談室
	○那珂市いのちを支える自殺対策計画の推進 自殺予防対策を推進するため、那珂市いのちを支える自殺対策協議会、那珂市いのちを支える自殺対策推進本部・作業部会を設置し、市における総合的な対策を推進します。	健康推進課
	○市民アンケートの活用 年に1度実施している市民アンケートや計画策定時に実施するアンケートから、福祉ニーズや介護ニーズの把握に努めます。	行財政改革推進室 関係各課

◇市社会福祉協議会の事業◇

基本事業

- コミュニティソーシャルワーカーの配置
日常生活圏域3エリアごとにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、個別支援と地域をつなぐ活動を実施することで、個別課題から地域課題を把握・対応できるようにします。また、関係機関や窓口との情報共有を図るため、定期的に情報交換を実施します。
- 地区担当者の配置
地域との連携体制を強化するために8地区に担当者を2人ずつ配置し、地域の生活課題・福祉ニーズの把握体制を強化します。
- 協議体における生活課題の把握及び検討
障害者相談支援事業、生活支援体制整備事業等を通じ地域課題の把握を行うとともに、課題に対する活動や人材育成などの取組を検討・実施します。

基本施策14 ▶ 柔軟で総合的・専門的な対応が取れる体制づくり

◇現状と課題◇

これまでの分野ごとの公的支援だけでは、様々な分野の課題が絡み合って複雑化・複合化した課題の解決が難しくなっているため、多機関が協働した総合的・専門的な支援が求められています。

アンケート調査によると、市の重点施策として、分野ごとの支援やサービスのほか、「福祉サービスに関する手続の簡易化」や「気軽に相談できる専門相談窓口の充実」については、前回調査時から特にニーズが高まっていることが分かりました（27頁）。

そのため、市民の多様なニーズに対応し、必要な支援を迅速かつ適切に提供できる総合的な支援体制を整備するため、各相談支援機関の充実と連携強化を図ります。

◇市民・地域に期待すること◇

自 助	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の住んでいる地域の民生委員・児童委員を知り、困ったときに必要な情報提供や助言が受けられるようにしましょう。 ○一人で悩まず、身近な人に相談しましょう。 ○日頃から情報収集に心がけましょう。 ○福祉サービスや制度についてもっと知りましょう。
互助・共助	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者からの相談に対し、一度「丸ごと」話を聞きましょう。 ○多機関と連携することで、「丸ごと」受け止めた利用者の課題を、サービスの組み合わせで解決できる体制を整備しましょう。 ○総合的な課題解決のため、情報連携を積極的に行いましょう。 ○ボランティア団体同士が交流できる場を設けることで、連携・協働により新たな福祉サービスが提供できるよう、取組を進めましょう。 ○福祉サービスがより効率よく、より質が高まるよう、事業者やボランティア団体などいろいろな組織と連携を進めましょう。



◇市の事業◇

<p>重点事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●多機関協働による総合的な窓口の設置 困難課題や複合課題を抱える市民に対し、多機関と協働して総合的に支援できる窓口を設置します。 ●自立相談サポートセンターの充実 生活課題を抱えた市民のサポートだけでなく、この窓口だけで課題解決に向けた取組を一体的に実施できるよう支援します。 	<p>社会福祉課 関係各課</p> <p>社会福祉課</p>
<p>基本事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○多機関と民生委員・児童委員の連携支援 民生委員・児童委員が多機関と連携しやすい環境整備を行います。 ○認知症初期集中支援チームの運営支援 医療・介護の専門職がチームとなり、認知症が疑われているかたやその家族を訪問し、早期診断・早期対応に向けた支援を集中的に行う認知症初期集中支援チームの運営を支援します。 ○老人保護措置事業 経済上及び環境上の理由により在宅において養護を受けることが困難な高齢者を、養護老人ホームに入所させることで、心身の健康保持生活の安定を図ります。また、虐待を受けた高齢者又は基本的生活習慣の欠如や社会適応が困難な高齢者を一時保護することで、安全の確保や高齢者及び家族の福祉の増進を図ります。 ○虐待防止対策 虐待に対する相談支援を行うとともに、総合的な相談が受けられるよう、連携体制を整備します。 	<p>社会福祉課</p> <p>介護長寿課</p> <p>介護長寿課</p> <p>関係各課</p>

◇市社会福祉協議会の事業◇

<p>基本事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティソーシャルワーカーによる伴走型支援の実施 複合的な生活課題を抱えた市民が、自分のペースで解決できるよう、伴走型支援を実施し、安心して暮らせる総合的な相談支援機能を強化します。 ○多機関協働による相談支援の実施 複合的な生活課題を抱えた市民が、安心した生活が送れるよう、多機関協働による自立に向けた支援を実施します。
-------------	---

基本施策15 ▶ 地域福祉における新たな担い手の創出

◇現状と課題◇

近年、地域の既存の制度や仕組みでは対応しきれない課題が山積しています。支援を必要とするすべての人々に支援が行き届くようにするには、行政の取組に加え、地域住民や地域の社会福祉法人が相互に協力し、地域福祉の推進に取り組むことが必要です。

アンケート調査によると、地域の行事や活動について、行われていない又はよく分からないとの回答が多くなっており、新型コロナウイルス感染症の影響による行事や活動が中止又は延期、つながりが断たれたことで地域の状況がよく分からないといった現状が伺えます（2022年）。

そのため、地域のつながりを再構築し、地域住民がより主体的に地域課題の解決に取り組むことができるよう、市民活動支援センターを中心に活動の内容などの情報をはじめ、地域活動を行っている個人や団体の情報を発信するとともに、それを支えていくような地域づくりを推進します。

◇市民・地域に期待すること◇

<p>自 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが新たな担い手になれることを認識しましょう。 ○身近な人の生活課題や福祉ニーズを「我が事」として捉え、手を差し伸べましょう。 ○地域の課題解決のために必要であれば、立場や役割を越えて、誰とでも柔軟に助け合いましょう。
<p>互助・共助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の様々な活動が、地域福祉向上のための新たな担い手となれることを認識しましょう。 ○ボランティア活動の幅を広げる取組を進めましょう。

◇市の事業◇

<p>重点事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員の活動支援（再掲・基本施策7） 民生委員・児童委員活動支援のため、運営に係る費用を一部補助するとともに、活動に対する助言や資質向上のための研修会などを実施します。 ●協議体の活性化に向けた支援 設置されている第1層協議体（推進協議会）の支援や、第2層協議体の設置に向けた取組を行い、サービスの開発や担い手の育成、関係者のネットワーク化などを行います。 	<p>社会福祉課 介護長寿課</p>
<p>基本事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○出前講座の実施 市の事業を周知するため、利用者が希望するテーマについて市の職員が講師として出向き説明します。 ○社会福祉法人への支援 社会福祉法の規定により、法人の監督などを行うとともに、各認可や申請の受理、充実計画の作成指導などを行います。 	<p>市民協働課 関係各課 関係各課</p>

◇市社会福祉協議会の事業◇

<p>重点事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア市民活動の相談・支援（再掲・基本施策4） ボランティア市民活動に関する相談・調整・支援を通じて、ボランティア市民活動を推進します。
<p>基本事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア養成研修の実施・継続的支援（再掲・基本施策4） ボランティア養成研修によるきっかけづくりや、継続的にボランティア活動に参加できる調整・支援を通じて社会参加を促進します。

第 5 章 重層的支援体制整備事業実施計画

第1節 事業の概要

令和2年6月の社会福祉法の改正により、市町村における包括的な支援体制を実現するため重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業が創設された背景には、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズへの対応が困難になっている現状があります。

重層的支援体制整備事業は、市全体の支援機関・地域の関係者がそれらの課題に対する相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すものであり、その対象者は、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった属性や世代を問わないすべての住民です。これにより、これまでは相談支援や地域づくりなどの分野ごとに交付されていた国からの補助が、「重層的支援体制整備事業交付金」として一括して交付され、一体的に執行することができるようになりました。

■重層的支援体制整備事業

<p>包括的相談支援事業 社会福祉法第106条の4第2項第1号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ●支援機関のネットワークで対応する ●複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
<p>参加支援事業 社会福祉法第106条の4第2項第2号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングを行う ●社会参加に向けた支援のためのメニュー作りを行う ●地域への働きかけを行い、支援メニューを増やしていく
<p>地域づくり事業 社会福祉法第106条の4第2項第3号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する ●交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ●地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
<p>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 社会福祉法第106条の4第2項第4号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●支援の届いていないかたに支援を届ける ●会議や関係機関、地域の関係者とのつながりの中から潜在的なニーズを抱えるかたを見付ける ●本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
<p>多機関協働事業 社会福祉法第106条の4第2項第5号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各支援関係機関の役割分担、支援の方向性等の事例全体の調整を図る ●支援関係機関間の連携体制を構築し、支援手法の創出を図る ●重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

第2節 本市における重層的支援体制整備事業

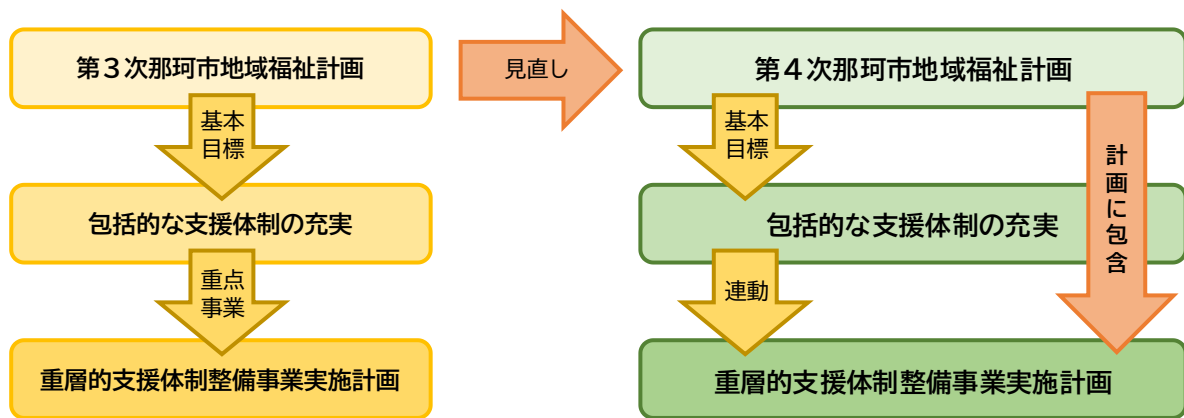
1 計画の位置付け

本市においては、複雑化・複合化した課題を包括的に支援できる体制構築のため、第3次那珂市地域福祉計画の基本目標において「包括的な支援体制の充実」を掲げ、相談事業の強化や多機関協働による支援の実施に向け、令和元年度に総合保健福祉センター内に「ふくし相談センター」を設置しました。

重層的支援体制整備事業では、これまで「ふくし相談センター」において取り組んできた「相談支援」や「多機関協働」や高齢・障がい・子どもなどの分野ごとに行われてきた「包括的相談支援」に加え、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」や「地域における生活課題や福祉ニーズの把握・対応」、「地域福祉における新たな担い手の創出」などの事業に取り組み、第3次那珂市地域福祉計画で掲げた「包括的な支援体制の充実」における重点事業として、社会福祉法第106条の5による「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、その方向性を定めることとしました。

本計画においては、更なる事業の推進を図るために、重層的支援体制整備事業実施計画を包含した計画とします。

■重層的支援体制整備事業実施計画の位置付け



2 計画の対象

本計画の対象は、複雑化・複合化した問題を抱え、支援を必要とする市民です。

■対象者の具体例

- ・ 8050問題の当事者
- ・ 長期間引きこもり状態にある市民
- ・ 介護と子育てを同時に担うなどダブルケアの状態にある市民
- ・ ヤングケアラーや社会的孤立により生きづらさを抱えている市民
- ・ 分野や属性を越えて庁内・多機関の連携・協働が必要な市民 など

第3節 施策の方向性

本市における重層的支援体制整備事業の方向性として、次の4つを定め、事業展開を図ります。

1 相談場所の集約

重層的支援体制における本市の相談窓口は、総合相談窓口である「ふくし相談センター」のほか、高齢担当、障がい担当、こども担当、生活困窮担当など、それぞれが分野ごとの相談窓口を設置しています。その実施場所については、各分野により様々な場所となっているため、できる限り相談場所を集約して連携を強化し、たらい回しの無い相談体制の構築を目指します。

2 福祉における総合相談窓口の設置

本市では、令和元年度に国のモデル事業である「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」を受託し、断らない相談、属性を問わない相談、相談制度の狭間にある課題解決や複合的な課題を解決するためのコーディネートなどを実施するため、「ふくし相談センター」を設置しました。

「ふくし相談センター」が中核的役割を担う機関として全体の調整などを実施し、本人やその世帯に寄り添った伴走型の支援を行うことで、世代や属性を越えたニーズに対応していきます。

3 情報共有・連携強化

重層的支援体制では、多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場の機能が求められます。「重層的支援会議」は、関係機関間の連携や支援プランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出などについて検討する場として、また、本人の同意がない場合であっても、参加者に守秘義務を設けることにより支援の検討などを行い、支援を必要とするかたの意思に関係なく支援を届けられるよう検討する場として「支援会議」（社会福祉法第106条の6）を設置するほか、今まで行政職員などが住民の抱える悩みや課題を適切に関係各課などへつなぐためのツールとして使用している「つなぎシート」を活用し、「ふくし相談センター」との連携だけではなく、行政機関や支援機関との情報共有や連携強化に努めます。

4 関連事業の強化

重層的支援体制整備事業において、社会福祉法に明記された事業として、包括的相談支援、参加支援、地域づくり、多機関協働、アウトリーチがあります。本市において、既の実施している「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」の機能を拡充し、重層的支援体制に関連する事業を実施します。また、関係各課と協議を実施し、本市における重層的支援体制の強化を目指します。

第4節 実施事業

本計画における施策の方向性に基づき、以下の5つの事業を主な事業として、「高齢・介護」、「障がい」、「子ども・子育て」、「生活困窮」の各分野の既存の相談支援機関や庁内の関係課が、縦割りではなく、対象者の属性や担当課の枠組みを越えて、互いに連携・協働して支援します。

1 包括的相談支援事業

高齢・障がい・子育て・生活困窮の各分野において実施している既存の相談支援の連携を強化し、「ふくし相談センター」を多機関協働事業などの主要機関として包括的相談支援を実施します。

対象事業	市が実施する事業及び体制
地域包括支援センターの運営 (介護保険法) 【所管課】介護長寿課	【対象者】高齢者など 【実施方式】委託(平成21年4月～) 【実施機関】3か所(青燈会・ゆたか園・ナザレ園)
障害者相談支援事業 (障害者総合支援法) 【所管課】社会福祉課	【対象者】障がいのあるかた、その家族など 【実施方式】委託(平成19年4月～) 【実施機関】市社会福祉協議会
利用者支援事業 (子ども・子育て支援法) 【所管課】こども課・健康推進課	【対象者】妊産婦、子ども、その保護者など 【実施方式】直営(令和2年9月～) 【実施機関】特定型:こども課(本庁舎内) 母子保健型:健康推進課(ひだまり内)
生活困窮者自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法) 【所管課】社会福祉課	【対象者】生活に困窮しているかたやその家族など 【実施方式】委託(平成27年4月～) 【実施機関】市社会福祉協議会

2 参加支援事業

既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

対象事業	市が実施する事業及び体制
参加支援事業 (社会福祉法) 【所管課】社会福祉課	【対象者】既存の各制度における社会参加支援では対応できない個別性の高いニーズを有しているかた 【実施方式】委託(令和5年4月～) 【実施機関】市社会福祉協議会

3 地域づくり事業

高齢・障がい・子育て・生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を越えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築などを行います。

対象事業	市が実施する事業及び体制
地域介護予防活動支援事業 (介護保険法) 【所管課】介護長寿課	【対象者】高齢者など 【実施方式】委託(平成13年4月～) 【実施機関】市社会福祉協議会
生活支援体制整備事業 (介護保険法) 【所管課】介護長寿課	【対象者】市民 【実施方式】委託(平成27年4月～) 【実施機関】市社会福祉協議会
地域活動支援センター事業 (障害者総合支援法) 【所管課】社会福祉課	【対象者】障がいのあるかた、その家族など 【実施方式】委託(平成26年4月～) 【実施機関】市社会福祉協議会
地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法) 【所管課】こども課	【対象者】就学前の親子 【実施方式】直営(平成10年～)・委託 【実施機関】和順福社会(ちいろば) 豊潤会(すくすくーる)
生活困窮者支援等のための地域 づくり事業 (生活困窮者自立相談支援事業等 実施要綱) 【所管課】社会福祉課	【対象者】市民 【実施方式】委託(令和5年4月～) 【実施機関】市社会福祉協議会

4 多機関協働事業

重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制を構築できるよう支援します。また、複雑化・複合化したニーズを有しているものの課題解決に際し、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理など、全体の調整機能を担う事業を実施します。

対象事業	市が実施する事業及び体制
多機関協働事業 (社会福祉法) 【所管課】社会福祉課	【対象者】単独の支援機関では、対応が難しい複雑化・複合化した事例の世帯 【実施方式】委託(令和元年4月～) 【実施機関】市社会福祉協議会

5 アウトリーチ等事業

複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることができないかたや支援につながることに拒否的なかたなどに対して、支援関係機関などとのつながりづくりを継続的に行います。

対象事業	市が実施する事業及び体制
アウトリーチ等事業 (社会福祉法) 【所管課】社会福祉課	【対象者】複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えるために、自ら支援を求めることができないかた 【実施方式】委託(令和5年4月～) 【実施期間】市社会福祉協議会

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

計画を着実かつ円滑に推進するため、次の体制を設置します。

1 地域福祉計画推進委員会

計画の策定に加え、地域福祉計画ワーキング委員会からの報告を受けて、計画の推進や進捗状況の管理、調整などを行います。また、地域住民やまちづくり協議会・福祉関係団体などの各代表者も、社会福祉法に規定する「地域住民等」として地域福祉の推進に参画します。

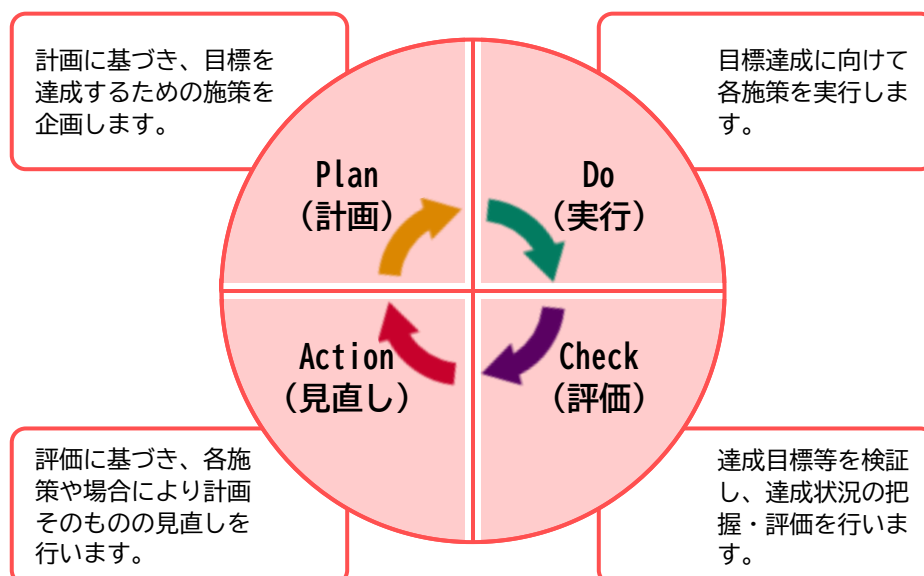
見直しや調整を行う際には、福祉関係識見者からも意見を聴取します。

2 地域福祉計画ワーキング委員会

推進委員会の補助機関として、市役所や市社会福祉協議会の担当者により、計画の進捗状況の管理や実施事業の点検、評価などを行います。結果は推進委員会へ報告され、最終的な評価が行われます。

第2節 計画の進捗管理

P D C A サイクルに基づき、実施事業の点検・評価を行って、基本目標ごとに設定した成果指標を達成できるよう、年次的な進捗管理を行います。



資料編

1 計画策定の経過

年月	事項・内容
令和5年6月	【第1回ワーキング委員会】 ・ 那珂市地域福祉計画の概要について ・ 第4次那珂市地域福祉計画策定のためのアンケート調査の結果報告について
	【第1回推進委員会】 ・ 那珂市地域福祉計画の概要について ・ 第4次那珂市地域福祉計画策定のためのアンケート調査の結果報告について
令和5年8月	【第2回ワーキング委員会】 ・ 第3次那珂市地域福祉計画の進捗管理（点検・評価）について
令和5年9月	【第3回ワーキング委員会】 ・ 第4次那珂市地域福祉計画（案）の概要について ・ 第4次那珂市地域福祉計画（案）の協議について
令和5年10月	【第2回推進委員会】 ・ 第3次那珂市地域福祉計画の点検・評価の報告について ・ 第4次那珂市地域福祉計画（案）の概要について ・ 第4次那珂市地域福祉計画（案）の協議について
令和5年11月	【第4回ワーキング委員会】 ・ 第4次那珂市地域福祉計画（案）の確認・検討について
	【第3回推進委員会】 ・ 第4次那珂市地域福祉計画（案）の確認・承認について
令和6年1月	【パブリック・コメントの実施】 ・ 住民意見の反映

2 那珂市地域福祉計画推進委員会設置要項

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、那珂市地域福祉計画を策定し、推進するため、那珂市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉計画の策定
- (2) 地域福祉計画の推進
- (3) 地域福祉計画の進捗状況の管理
- (4) 地域福祉計画の調整
- (5) その他地域福祉計画を推進するために必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) まちづくり協議会の代表
- (2) 民生委員の代表
- (3) 福祉関係団体の代表
- (4) 学識経験者
- (5) 小中学校の代表
- (6) 地域住民の代表
- (7) 市関係職員
- (8) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とし、再任は妨げない。ただし、その所属において委嘱又は任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補助機関)

第8条 委員会の補助機関として、那珂市地域福祉計画ワーキング委員会を設置することができる。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第8号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第7号)

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

3 那珂市地域福祉計画推進委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

職名	氏名	役職名
委員長	宮崎 章夫	学識経験者
副委員長	生田目 奈若子	保健福祉部長
委員	平野 道代	市まちづくり協議会委員
委員	綿引 菊江	市連合民生委員児童委員協議会委員
委員	小豆畑 いずみ	社会福祉法人青燈会理事長
委員	軍司 有通	市身体障害者の会会長
委員	仲田 留美	なるみ園施設長
委員	山田 祐治	社会福祉法人豊潤会理事長
委員	増田 忠廣	市校長会副会長
委員	秋葉 泉	公募
委員	加倉井 正	公募
委員	大部 公男	公募
委員	川田 俊昭	市社会福祉協議会事務局長
委員	平野 敦史	市民生活部長
委員	小橋 聡子	教育部長

任期：平成31年4月1日～令和6年3月31日

4 那珂市地域福祉計画ワーキング委員会設置要項

(設置)

第1条 那珂市地域福祉計画推進委員会設置要項(平成21年那珂市告示第37号)第8条の規定に基づき、那珂市地域福祉計画ワーキング委員会(以下「ワーキング委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキング委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、必要に応じ那珂市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)へ報告するものとする。

- (1) 地域福祉計画の進捗状況
- (2) 地域福祉計画の点検・評価
- (3) その他必要と認める事項

(委員)

第3条 ワーキング委員会の委員は、別表に定めるもののうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 前項に定めるもののほか、市長は必要に応じ、専門的知識を有する者を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、その所属において委嘱又は任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 ワーキング委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキング委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 ワーキング委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 ワーキング委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年訓令第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年訓令第5号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令第10号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年訓令第6号）

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第2号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

課名等	グループ名
秘書広聴課	シティプロモーション推進グループ
市民協働課	市民活動グループ
防災課	防災グループ
社会福祉課	生活福祉グループ、障がい者支援グループ
こども課	子育て支援グループ、保育グループ
介護長寿課	高齢者支援グループ
健康推進課	健康増進グループ
土木課	維持管理グループ
都市計画課	都市計画グループ
学校教育課	学務・施設グループ
生涯学習課	社会教育グループ
社会福祉協議会	地域福祉グループ

5 那珂市地域福祉計画ワーキング委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

職名	氏名	課名	グループ名
委員長	萩野谷 裕子	生涯学習課	社会教育グループ
副委員長	澤 幡 正輝	社会福祉課	障がい者支援グループ
委員	和田 哲郎	秘書広聴課	シティプロモーション推進グループ
委員	菊池 由美子	市民協働課	市民活動グループ
委員	寺山 啓太	防災課	防災グループ
委員	小泉 真由	こども課	子育て支援グループ
委員	鈴木 教彦	介護長寿課	高齢者支援グループ
委員	橋本 前子	健康推進課	健康推進グループ
委員	櫻井 駿	土木課	維持管理グループ
委員	武内 なつ紀	都市計画課	都市計画グループ
委員	金塚 祐樹	学校教育課	学務・施設グループ
委員	武藏 紘平	社会福祉協議会	地域福祉グループ

任期：平成31年4月1日～令和6年3月31日

6 用語説明

【あ行】

◆一般就労

労働基準法及び最低賃金に基づく雇用形態による企業への就労のこと。

◆NPO (Non Profit Organization)

継続的・自発的に社会貢献活動を行う非営利の民間組織（団体）のこと。

【か行】

◆基幹相談

総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着、権利擁護等の地域における相談支援を行う。

◆権利擁護

自らの意思を表示することが困難な知的障がい者等のために、その行為の代理や、他者による権利侵害から守ること。

◆合理的配慮

障がいのあるかたと障がいのないかたとが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために、障がいのあるかたやその家族等の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更・調整を行うこと。

◆コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域で困っているかたを支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う。

【さ行】

◆持続可能な開発目標（SDGs）

2015年に国際連合が提唱したもので、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざして、経済・社会・環境を巡る広範な課題に統合的に取り組むものであり、「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」「働きがいも経済成長も」など17の目標と、これを達成するための169のターゲットを掲げている。

◆指定難病特定医療費受給者証

対象疾病に罹患し、病状が一定の基準を満たすかたに交付されるもの。

◆重層的支援体制整備事業

市町村全体の支援機関・地域の関係者がそれらの課題に対する相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すもの。

◆手話通訳者

手話を介して、手話を使用するかたとそうでないかたとの相互の意思伝達を支援するかたのこと。

◆小児慢性特定疾病医療受給者証

対象の疾病に罹患した小児の医療費を助成する制度により交付されるもの。

◆自立支援医療（精神通院）

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担分を軽減する公費負担医療制度のこと。

◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる障がいを有するかたに対し、申請に基づいて障がい程度を認定して交付する手帳のこと。

○対象となる障がい（11種類）

- ①視覚 ②聴覚・平衡機能 ③音声機能・言語機能・そしゃく機能
- ④肢体不自由（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
- ⑤心臓機能 ⑥じん臓機能 ⑦呼吸器機能 ⑧ぼうこう又は直腸機能 ⑨小腸機能
- ⑩免疫機能 ⑪肝臓機能

◆精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付する手帳のこと。

1級：精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級：精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級：精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

【た行】

◆ダブルケア

育児と介護に同時に直面すること。

◆地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つであり、障がい者に対し、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進などを行う場所のこと。

◆地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

◆地域自立支援協議会

障害者総合支援法により市町村に設置されるもので、地域の関係者間で課題を共有し、それを踏まえて地域のサービス基盤の整備を進める役割を担う。

◆地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

【な行】

◆難病

原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障がいをもたらす慢性疾患の総称のこと。

【は行】

◆8050 問題

高齢の親が中高年の子どもの生活を支えること。

◆バリアフリー

障がいのあるかたが社会生活をしていくうえで、バリアとなるものを除去すること。

◆避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なかたで、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するかたのこと。

【や行】

◆ユニバーサルデザイン

施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方のこと。

◆要約筆記者

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、難聴や中途失聴のかたのために要約筆記を行うかたのこと。

◆ヤングケアラー

家族のケアを担う 18 歳未満の子どものこと。

【ら行】

◆療育手帳

療育手帳制度に定める「知的障害者」と認定して交付する手帳のこと。

①（最重度）：知能指数が概ね 20 以下（身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けたかたは知能指数が概ね 35 以下）と判定されたかたで、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のかた

A（重度）：知能指数が概ね 35 以下（身体障害者手帳 1 級、2 級又は 3 級の交付を受けたかたは知能指数が概ね 50 以下）と判定されたかたで、日常生活において常時介護を必要とする程度のかた

B（中度）：知能指数が概ね 50 以下（身体障害者手帳 4 級の交付を受けたかたは知能指数が概ね 60 以下）と判定されたかた

C（軽度）：①、A、B に該当しないかたで、知能指数が概ね 70 以下と判定されたかた

第4次那珂市地域福祉計画

令和6年3月

発行 那珂市

編集 保健福祉部社会福祉課

〒311-0192 茨城県那珂市福田 1819 番地 5

TEL 029-298-1111 (代表)